

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 参考資料集

目次

・運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について	2	・学校体育施設の開放頻度	34
・学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要	3	・学校開放の対象・業務運営形態	35
・公立中学校の数と生徒数の推移	4	・学校体育施設の開放に関する課題	36
・少子化・人口減少の加速化	5	・学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和2年3月）の概要	37
・教師の部活動に係る勤務状況（中学校）	6	・③持続可能な仕組みづくり（抜粋）	38
・1中学校当たりの運動部活動の設置数	7	・④利用しやすい環境づくり（抜粋）	39
・運動部当たりの参加人数（中学生）	8	・【事例】教育委員会による一元的な情報の集約 （福岡県福岡市）	40
・運動部活動参加率（中学校）	9	・【事例】学校開放プールの管理・運営に指定管理者制度を導入 （愛知県一宮市）	41
・中学生の運動部等への所属状況	10	・【事例】学校開放の管理運営と校務員業務の一体的な実施 （神奈川県川崎市）	42
・運動部活動の活動時間と休養日の状況（中学校）	11	・学校体育施設の有効活用推進事業	43
・中学生の体力の状況について	12	・令和3年度 学校体育施設の有効活用推進事業 （NPOつくばフットボールクラブ）	44
・地域スポーツ体制の現状図	13	・実践研究における施設の確保について	45
・総合型地域スポーツクラブについて	14	・中体連主催大会に関するアンケート（概要）	47
・総合型地域スポーツクラブの設置状況	15	・中体連主催大会に関するアンケート（参加資格見直しの 必要性）	48
・総合型地域スポーツクラブ設置数、設置率	16	・中体連主催大会に関するアンケート（参加資格見直しの メリット等）	49
・総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について	17	・総合型地域スポーツクラブの会費	50
・スポーツ少年団の概要	19	・地域スポーツに参加するための費用	51
・民間のフィットネスクラブ等について	20	・運動部活動、地域でのスポーツ活動における補償制度	52
・子供のスポーツ機会確保・充実に向けた運動部活動改革の 加速化	21	・災害共済給付制度とスポーツ安全保険の比較	53
・地域運動部活動推進事業	22	・実践研究における保険加入状況	55
・中学校における部活動指導員の配置支援事業	23	・文化部活動の地域移行に関する検討会議について	56
・令和3年度地域運動部活動推進事業（休日の部活動の段階的な 地域移行に関する実践研究）の状況について	24		
・運動部活動の地域移行に係る先行事例	27		
・指導者の確保について	28		
・我が国の体育・スポーツ施設における「学校体育施設」の状況	32		
・学校体育施設の開放状況	33		

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施**されることを目指す。
生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備**を進める。

✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

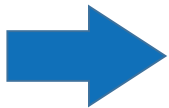
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**



令和3年度より、予算事業として「**地域運動部活動推進事業**」（2億円）を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

2

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。**
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

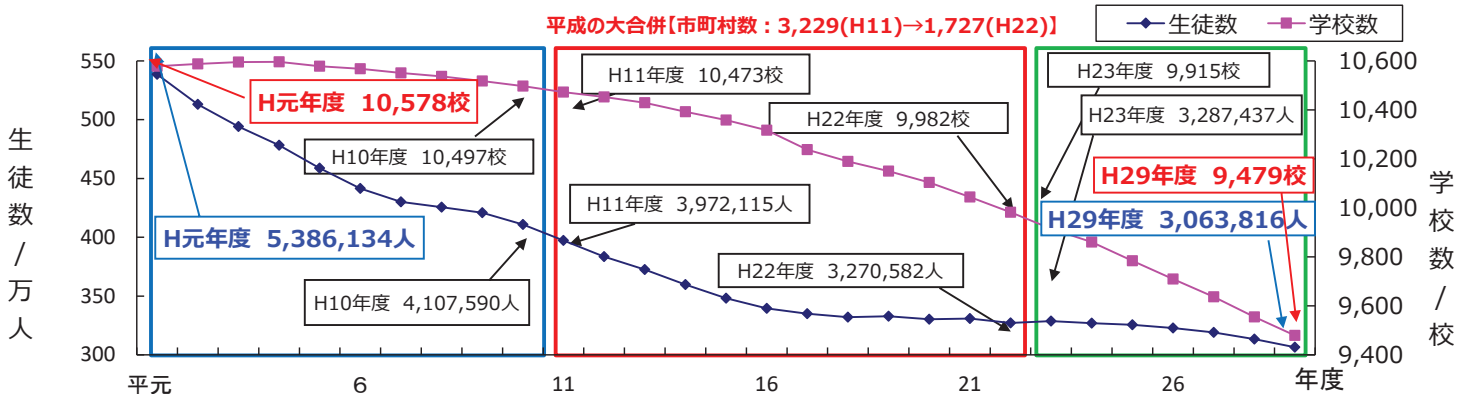
※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

3

公立中学校の数と生徒数の推移

● 平成の30年間で公立中学校の**生徒数は約4割減**、**学校数は1割減**で学校規模が大幅に低下。

公立中学校の数と生徒数の推移



出典：学校基本調査（文部科学省）、総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」

- **平成元年度～平成10年度** ⇒ 生徒数 △127万8544人 中学校数 △ 81校
- **平成11年度～平成22年度** ⇒ 生徒数 △ 70万1533人 **中学校数 △491校**
※平成の大合併：市町村数 △1,502
- **平成23年度～平成29年度** ⇒ 生徒数 △ 22万3621人 **中学校数 △436校**

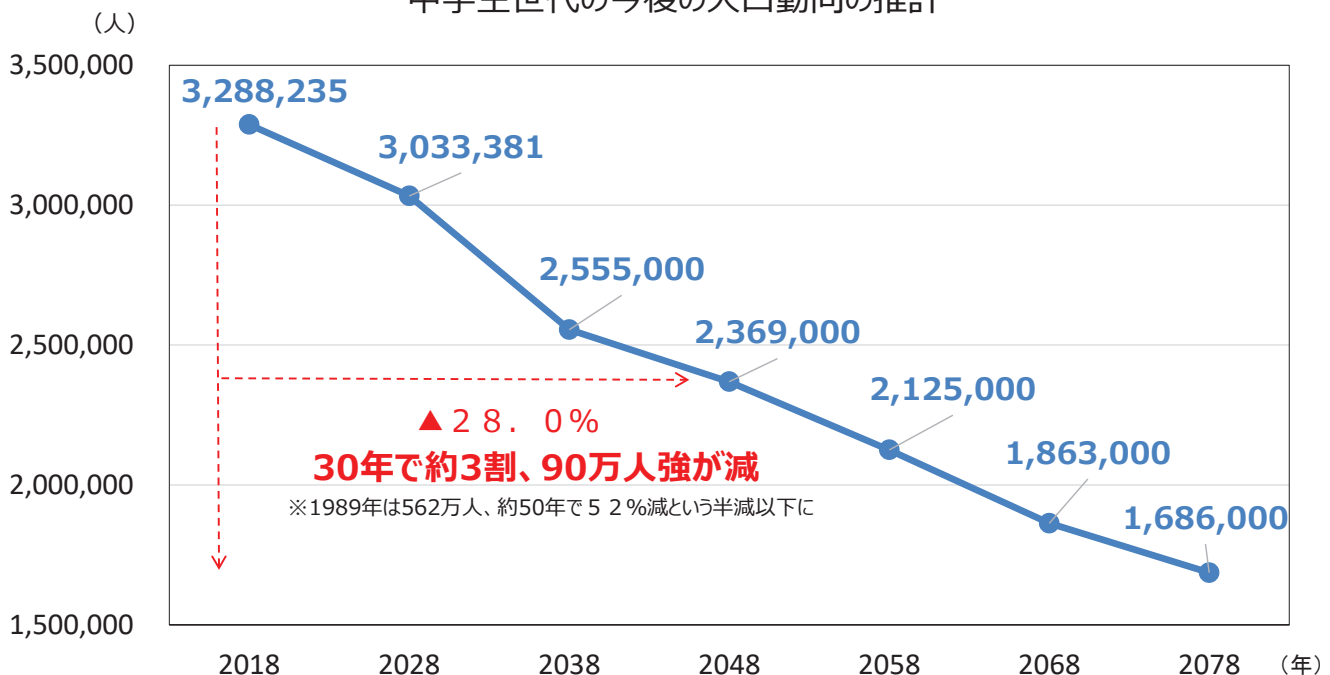
「平成の大合併」の間と同じようなペースで中学校の数は減少

4

少子化・人口減少の加速化

● 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数/学校はさらに小さくなる**中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

5

教師の部活動に係る勤務状況（中学校校）

- 中学校教諭が土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍で負担がより増加。

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
全 体	11:00	11:32	+0:32	1:33	3:22	+1:49
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導（集団）	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導（個別）	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
h 部活動・クラブ活動	0:34	0:41	+0:07	1:06	2:09	+1:03
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ（校外）	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期（H18.10.23～11.19）の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータと比較。

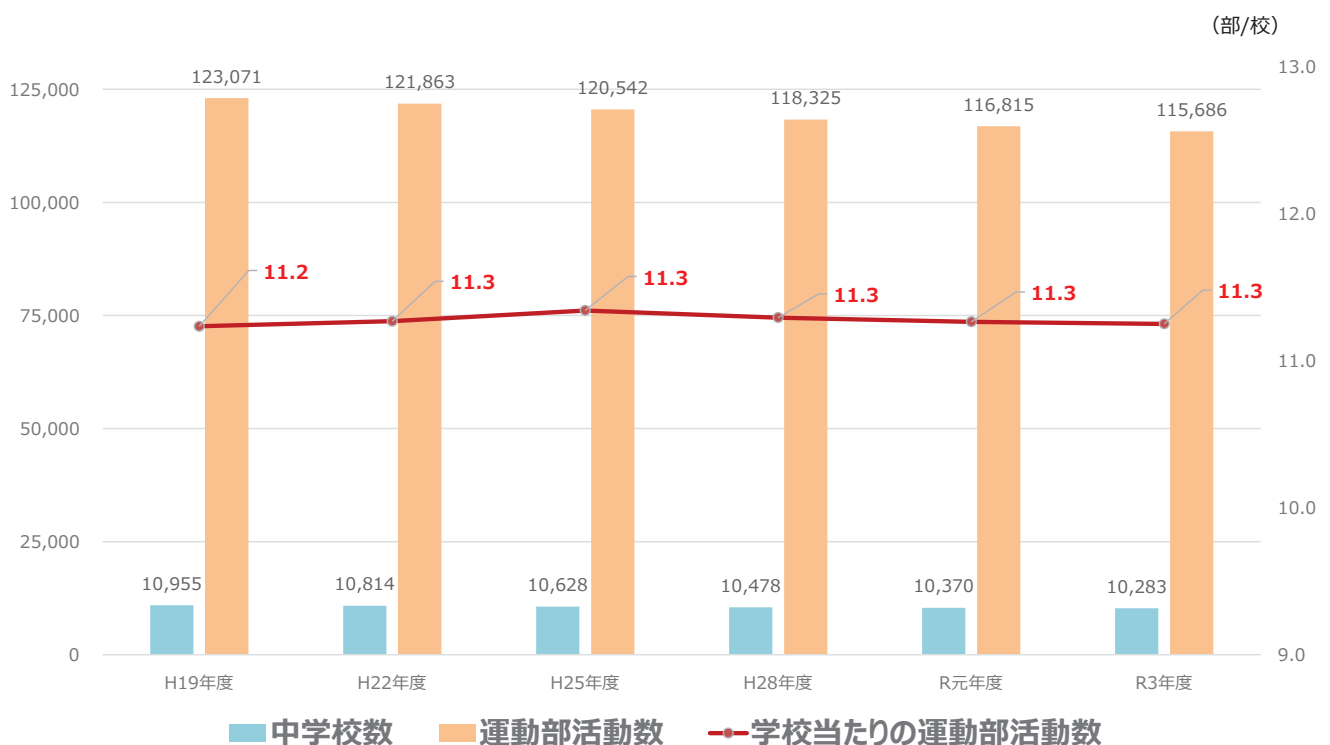
※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。（主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）

（出典）文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（確定値）」を基にスポーツ庁において作成

6

1 中学校当たりの運動部活動の設置数

- 1中学校当たりの運動部活動の設置数は、平成19年以降増減しておらず、約11部で推移している。



（出典）日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

7

運動部当たりの参加人数（中学生）

- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にあり、令和3年度については、16.4人である。

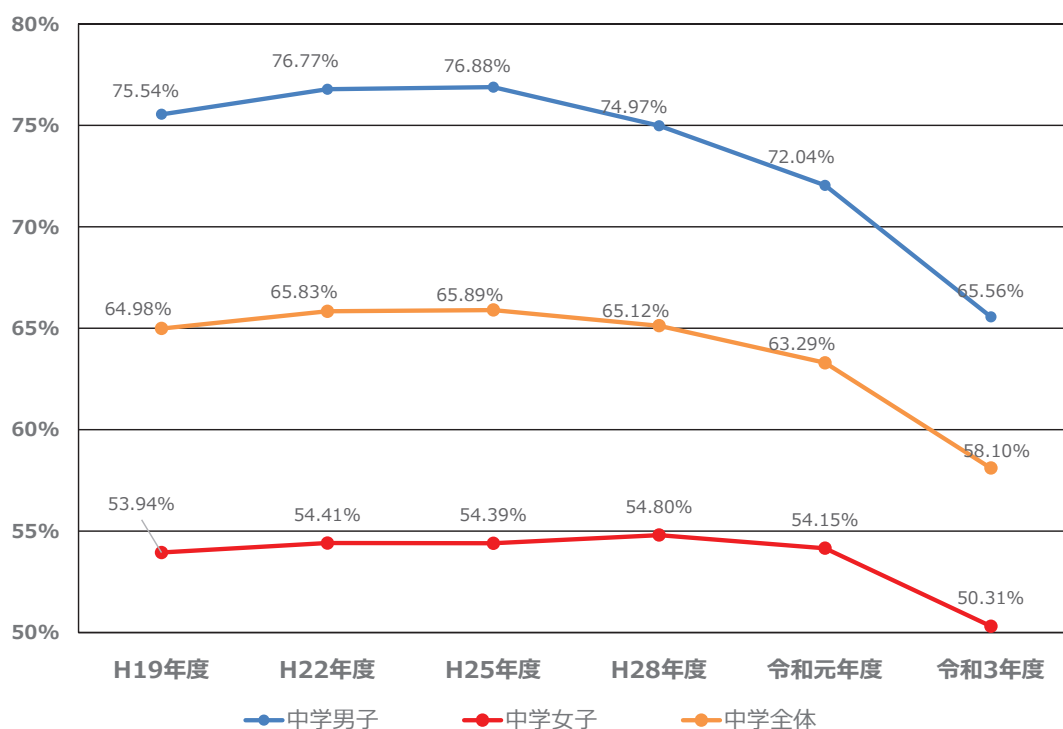


(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

8

運動部活動 参加率（中学校）

- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



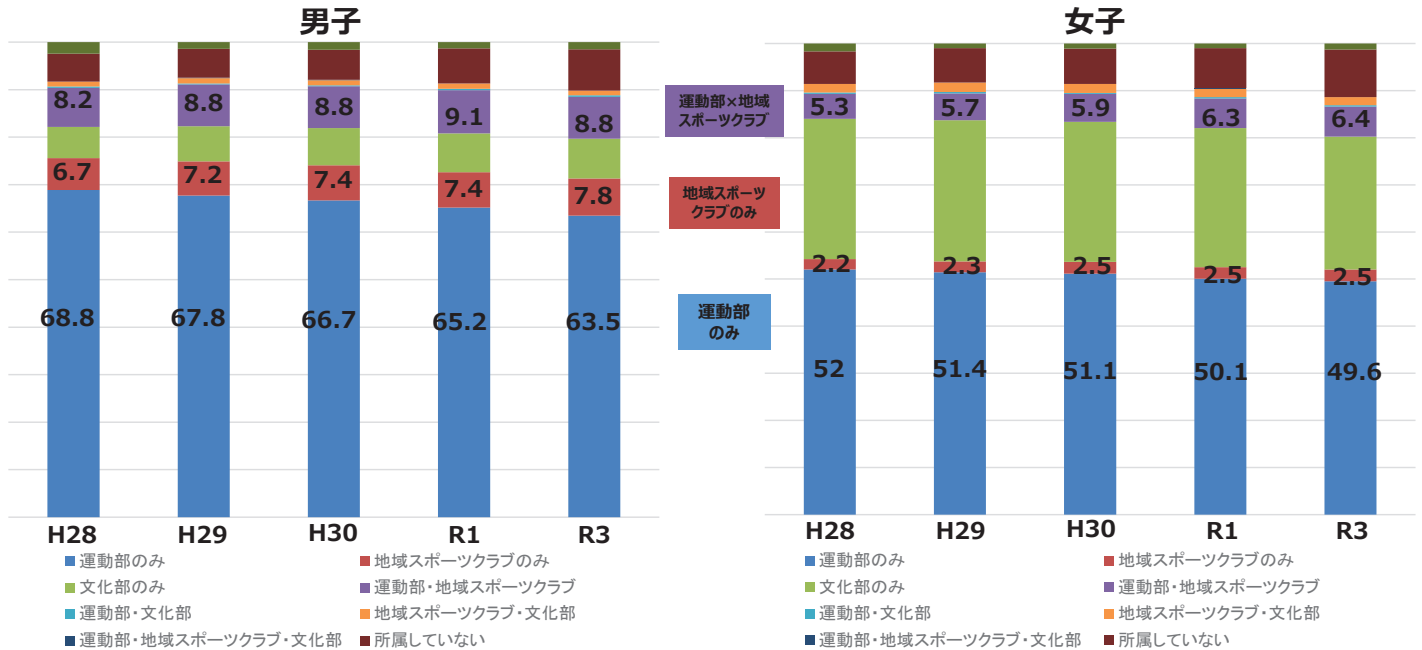
(出典) 学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

9

中学生の運動部等への所属状況

- 「運動部のみ」に所属する生徒は減少しており、「地域スポーツクラブのみ」に所属する生徒は増加している。
- 「運動部」と「地域スポーツクラブ」の両方に所属する生徒も増加している。

中学生における部活動や地域のスポーツクラブへの所属について



(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(※R2は実施せず) 10

運動部活動の活動時間と休養日の状況 (中学校)

- 1週間の総平均活動時間は年々減少している。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により部活動が中止されたことも考慮する必要あり。

＜一日あたりの平均活動時間＞ ※部活動ガイドラインで定める基準：週合計11時間程度

年度	性別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度
平日	男子	1時間53分	1時間48分(5分減)	1時間41分(7分減)	1時間28分(13分減)
	女子	1時間54分	1時間49分(5分減)	1時間42分(7分減)	1時間27分(15分減)
土曜日	男子	3時間35分	3時間25分(10分減)	3時間09分(16分減)	2時間38分(31分減)
	女子	3時間45分	3時間36分(9分減)	3時間18分(18分減)	2時間40分(38分減)
日曜日	男子	2時間41分	2時間20分(21分減)	1時間45分(35分減)	1時間02分(43分減)
	女子	2時間37分	2時間16分(21分減)	1時間36分(40分減)	51分(45分減)
週合計	男子	16時間 2分	15時間 3分(59分減)	13時間32分(91分減)	10時間58分(154分減)
	女子	16時間14分	15時間17分(57分減)	13時間40分(97分減)	10時間46分(174分減)

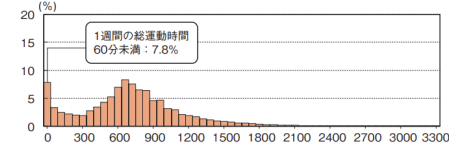
(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(※R2は実施せず)

中学生の体力の状況について

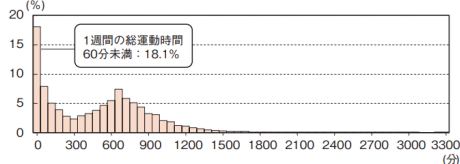
- 中学校（特に女子）では運動をする生徒と、しない生徒との**二極化が顕著**となっている。
- 運動部や地域のスポーツクラブに所属している生徒の方が所属していない生徒に比べて、体力合計点が高い。

〈1〉1週間の総運動時間の分布

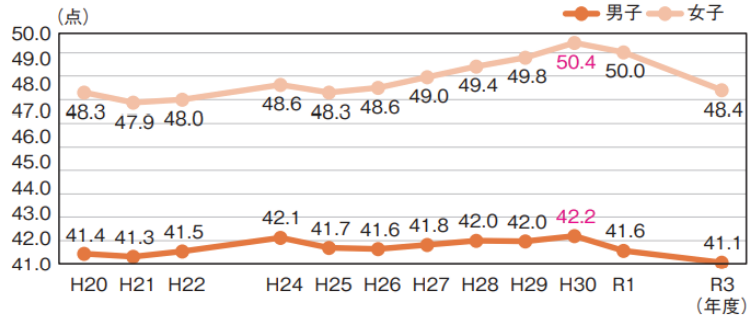
● 男子



● 女子

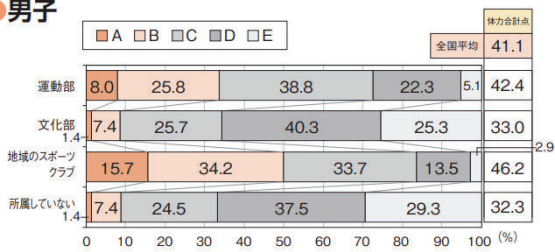


〈体力合計点の経年変化〉

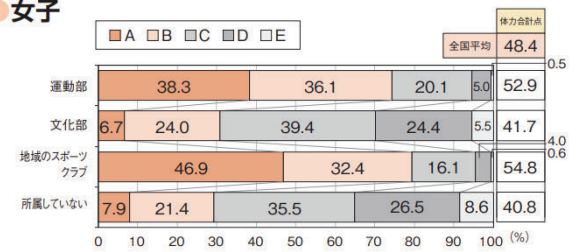


質問4 「運動部やスポーツクラブに所属」 × 「総合評価と体力合計点」

● 男子

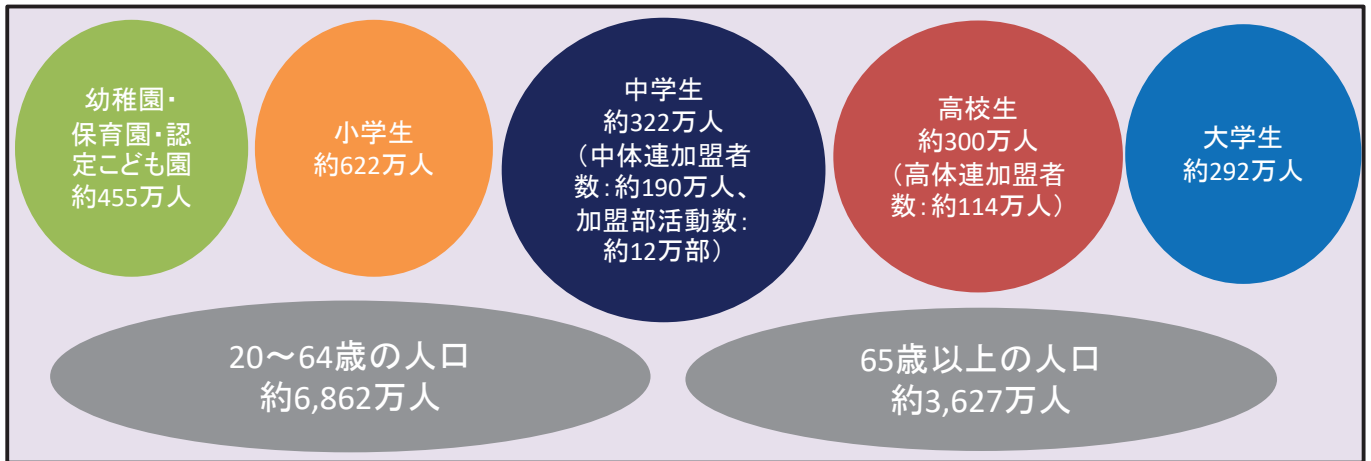


● 女子



(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 (※H23、R2は実施せず) 12

地域スポーツ体制の現状図



スポーツの実施場所

総合型地域
スポーツクラブ
3,583か所

スポーツ少年団
約28,600団
団員: 約57万人

民間スポーツクラブ等
約1,500事業所
会員: 約260万人

その他
(自治体・地域の運動教室、
個人サークル、
地域スポーツコミッション等)

出典: 「学校基本調査」(令和3年5月1日時点)(幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・大学の児童・生徒数について)
 「保育所等関連情報取りまとめ」(令和3年4月1日時点)(保育所の児童数について)
 「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」(令和3年7月時点)(総合型地域スポーツクラブについて)
 「スポーツ少年団育成報告書」(令和3年3月時点)(スポーツ少年団について)
 「特定サービス産業動態統計調査」(令和4年4月時点)(民間スポーツクラブ等について)
 「人口推計」(令和4年5月1日時点(概算値))(人口について)
 「(公財)日本中学校体育連盟加盟校・加盟生徒数調査集計表」(令和3年度)
 「令和3年度(公財)全国高等学校体育連盟加盟・登録状況【全日制+定通制】」

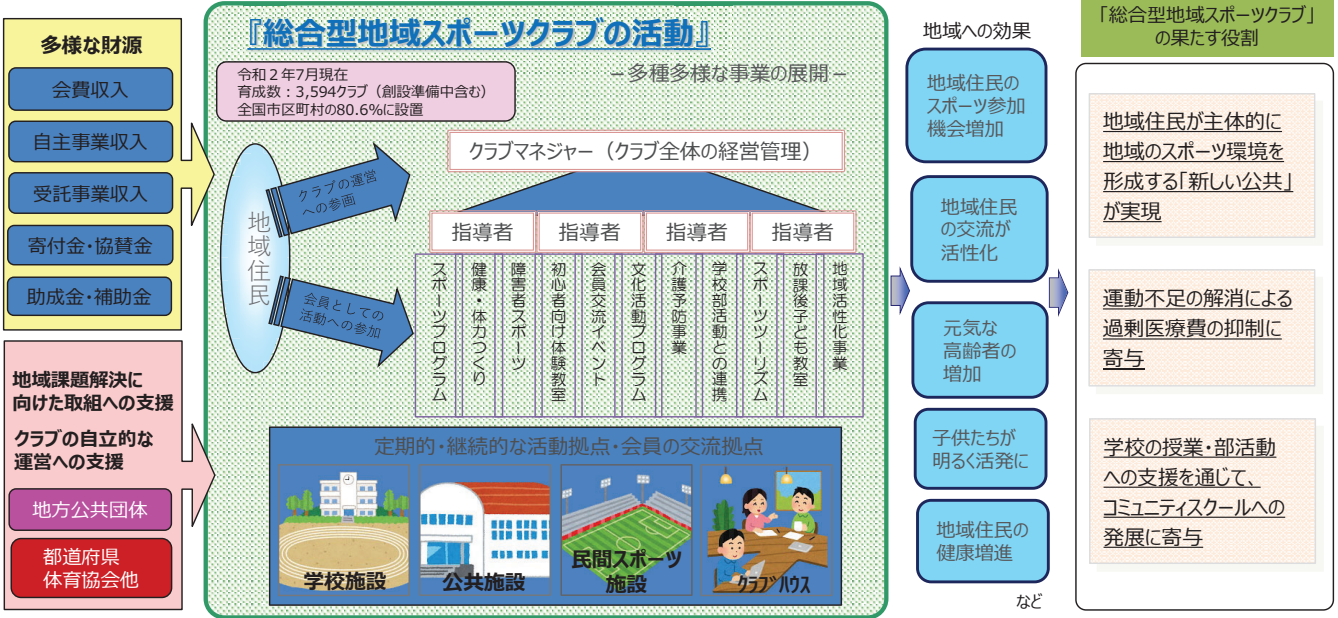
総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブとは

「多種目」「多世代」「多志向」というスポーツクラブとしての形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自主的・主体的に運営されているもの。

・スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

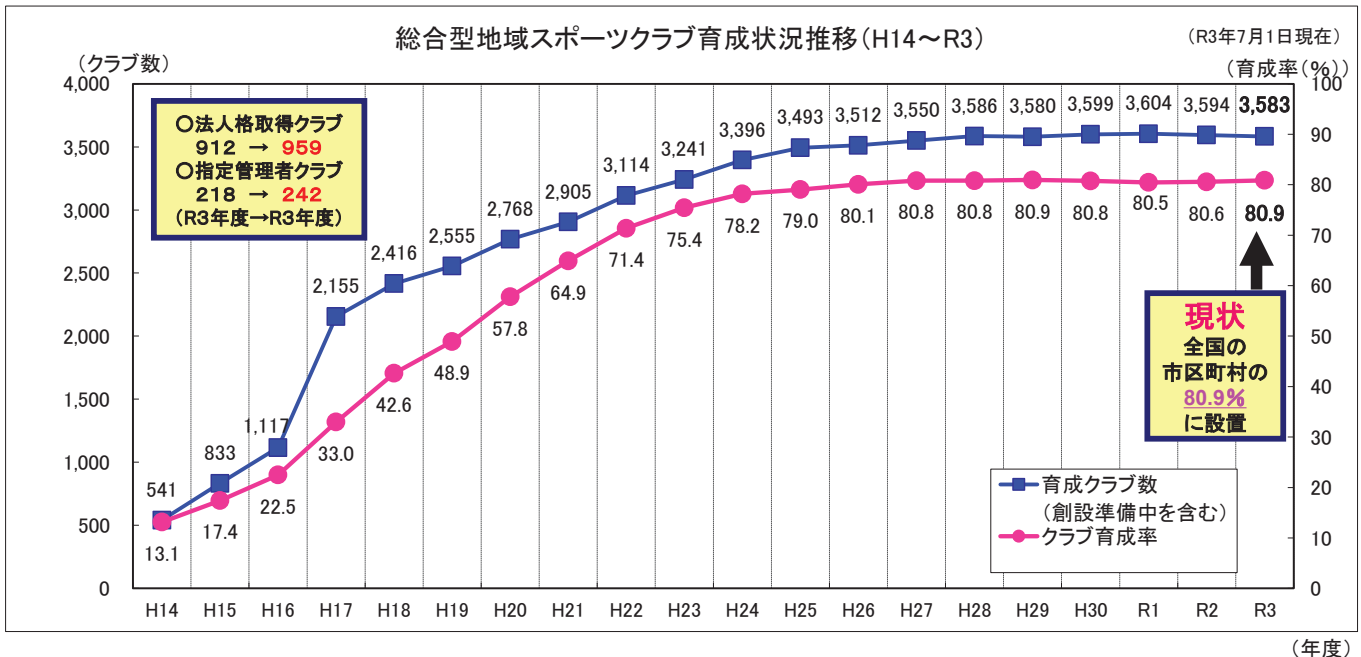
第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、**住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）**が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。



総合型地域スポーツクラブの設置状況

（令和3年7月1日現在）

- ✓ 育成クラブ数 令和3年度：3,583クラブ（令和元年度から11クラブ減）
- ✓ クラブ育成率（全市区町村に対する総合型地域スポーツクラブが設置されている市町村の割合）
令和元年度：80.9%（R元年度から0.1%増）



（文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」結果に基づき集計）※総合型地域スポーツクラブ数については、創設準備中を含む。

総合型地域スポーツクラブ設置数、設置率

✓ 市区町村に対する設置状況：市部（特別区含む）94.0%・町村部 69.4%

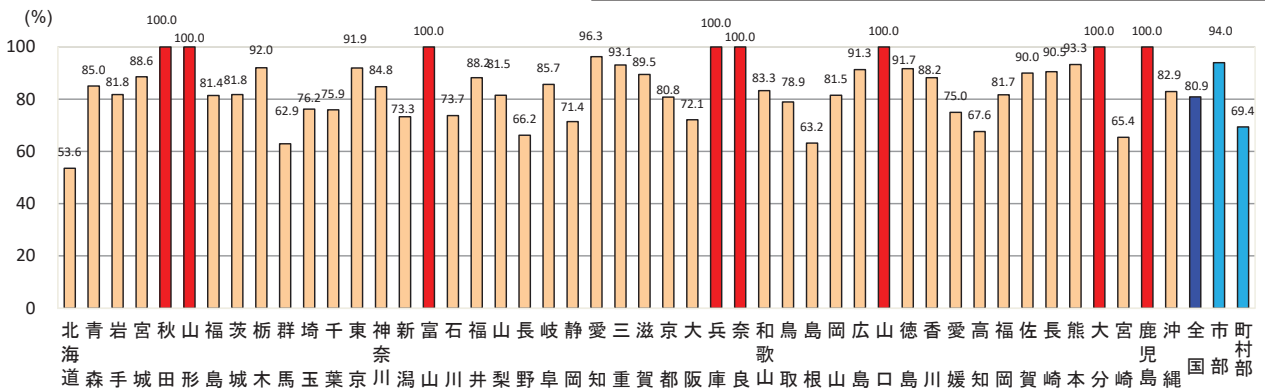
総合型地域スポーツクラブ数の推移（過去10年間）

※数値は各年度の7月1日現在

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
設置クラブ数 (創設済クラブ+創設準備中クラブ)	2,768	2,905	3,114	3,241	3,396	3,493	3,512	3,550	3,586	3,580	3,599	3,604	3,594	3,583
クラブ設置市区町村(①)	1,046	1,167	1,249	1,318	1,362	1,377	1,394	1,407	1,407	1,409	1,406	1,401	1,404	1,408
全国市区町村数(②)	1,810	1,798	1,750	1,747	1,742	1,742	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741
クラブ設置市区町村の割合 (①÷②×100(%))	57.8	64.9	71.4	75.4	78.2	79.0	80.1	80.8	80.8	80.9	80.8	80.5	80.6	80.9

都道府県別設置状況（令和3年7月1日現在）

総合型地域スポーツクラブ（創設準備中含む）のある市区町村数/各都道府県の全市区町村数×100



(文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」結果に基づき集計) ※平成23年度データについては、岩手県、宮城県、福島県は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であったため、平成22年度のデータで処理をしている。

16

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について

目的

- 「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」に向け、総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)を持続可能な「社会的な仕組み」とする。
- スポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動の三者がそれぞれの強みを生かした「新たな地域スポーツ体制」を創造するための一歩として、総合型クラブの全国的なガバナンスを確立する。

現状

■総合型クラブの概要と登録・認証制度の必要性

- 地域住民が主体的に運営。
- 多様目・多世代・多志向の活動を中心に非営利で運営。
- 育成数は全国3,604クラブ(令和元年度時点)。
- 地域課題解決など公益的な取組を期待されているが、必ずしも十分に機能していないとの指摘。**

機能するためには

- 行政の取組…総合型クラブを理解し、施設確保や広報等の支援
- クラブの取組…クラブ自らが質的充実にに向けた取組を行う

この取組のためには

登録・認証制度が、行政・クラブそれぞれの取組の基盤として必要

いつまでに

- 当協会は、令和2年3月末を目途に、**総合型クラブ全国協議会※1**を基盤とした登録・認証制度を創設(運用開始は令和4年4月)。

■地域スポーツ体制をめぐる課題への対応

- 当協会は、中学校運動部活動の地域への移行を見据え、その受け皿としての**スポーツ少年団と総合型クラブを、全国の体育・スポーツ協会が適切にコーディネートする必要性を認識し、その旨をまとめた「提言※2」**を平成30年6月に公表。

今後

■登録・認証制度の創設により期待される効果

- 総合型クラブの公益的な取組の促進
 - ・行政担当者に異動が生じても総合型クラブへの理解が継続
 - ・行政内各部署間での総合型クラブに関する情報共有の促進
- 総合型クラブの質的充実
 - ・自己点検・評価の実施(PDCAサイクルの確立)
 - ・ガバナンス確立
- 総合型クラブ登録・認証制度と既存のスポーツ少年団登録制度との統合に向けた検討を開始(新たな地域スポーツ体制の創造)

■課題

- 総合型クラブ登録・認証制度の運用体制を確立するためには、**都道府県レベルでの中間支援組織の整備が不可欠。**
- 中間支援組織を担う**都道府県体育・スポーツ協会に対し、行政が適切な支援を行う必要性。**
- 学校運動部活動の地域への移行をめぐる**学校施設開放や事故発生時の責任体制の確立等**、行政側の取組も必要。

※1 日本スポーツ協会が平成21年に組織内組織として創設。全都道府県に創設された「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を通じ、2,769クラブが加入。(平成30年度時点)
 ※2 提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について—ジュニアスポーツを中心として—」

17

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について

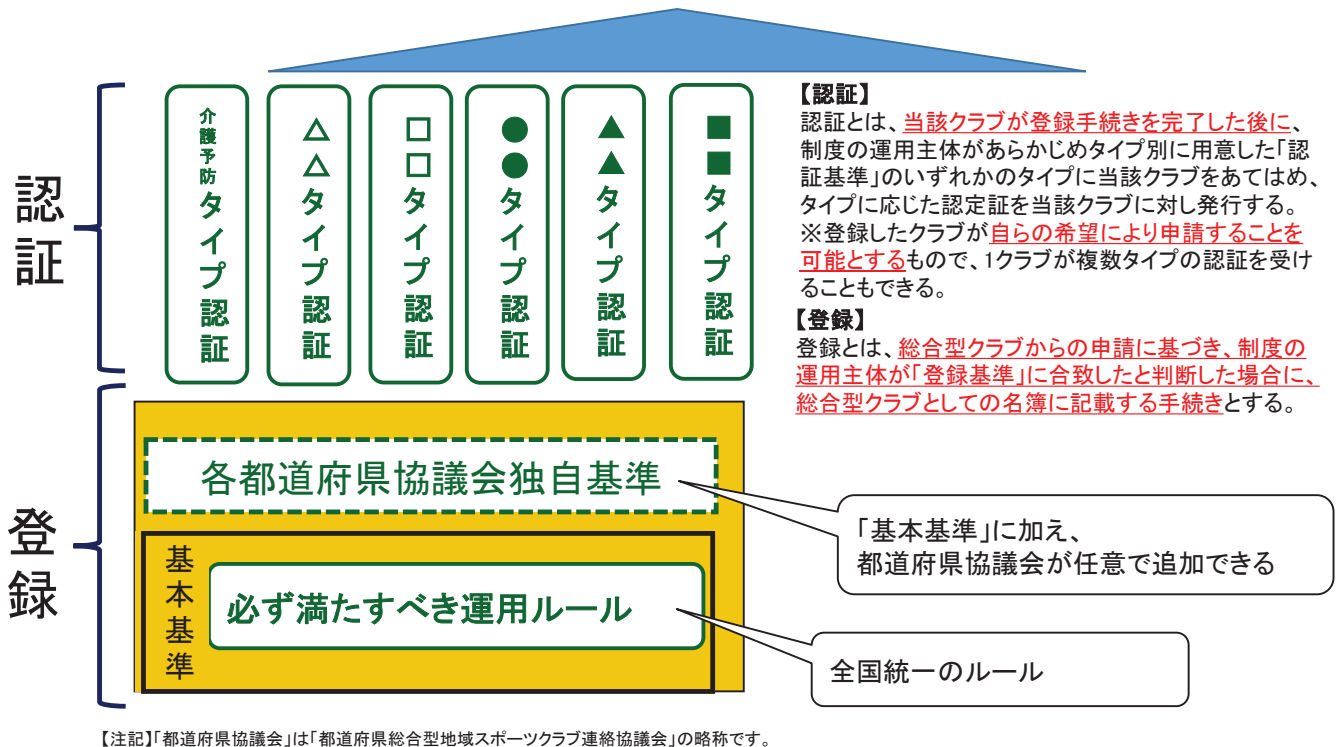
○第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日文科科学大臣決定)において、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図るための具体的施策

認知度の向上

信頼性の向上

利便性の向上

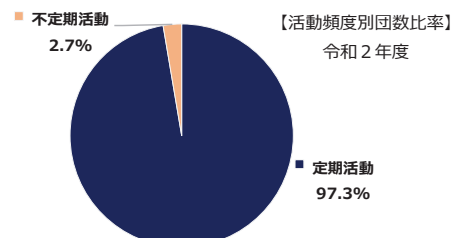
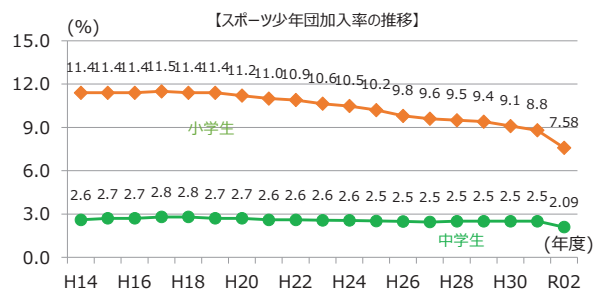
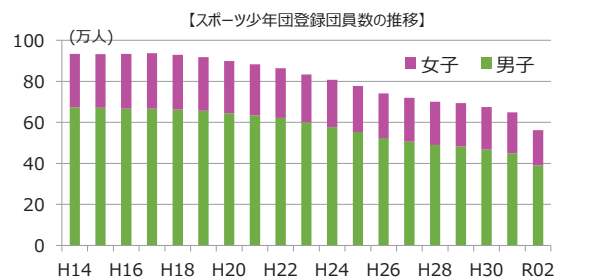
安心感の醸成



スポーツ少年団の概要

◆ スポーツ少年団の組織の概要

- 目的 スポーツによる青少年の健全育成
- 沿革 昭和37年、(財)日本体育協会により内部組織として創設。以来、全国的に組織化が図られる。
(各都道府県体協・市町村体協等に少年団本部を設置)
- 単位スポーツ少年団の概要(令和2年度)
 - 団数：29,212団 団員数：562,157名
 - 加入率：小学生 7.58%、中学生 2.09%
 - 活動種目：軟式野球(21.7%)、サッカー(13.2%)、バレーボール(11.3%)、バスケットボール(10.8%)、複合種目(5.1%)など
 - 主たる活動場所：学校施設(71.0%)、公営施設(22.7%)、民営施設(2.0%)、その他(4.2%)
- 活動の目安
 - 身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動であること。
 - 単位団活動の目安 = 1日2~3時間程度、1週間に2,3回



民間のフィットネスクラブ等について

「民間のフィットネスクラブ等」

- 市場規模は2018年12月時点で4,786億円であり、近年小規模フィットネスクラブチェーンの成長や新規参入者によるコンセプトが明確化されたスタジオの出店が増えた影響により、市場規模の拡大が見られる。
- 大手フィットネスクラブについては、既存施設のリノベーションや新しい業態及びサービスに取り組み、業績を維持または伸長させている。特にスタジオのホットヨガ対応、ジムの24時間営業化、パーソナルトレーニングやコンディショニング系・高強度インターバルトレーニング系プログラムを提供するエリアを付設するクラブが多いほか、スイミングスクールや自治体・法人からの受託事業が成長している。
- 会員の年齢層については、総合業態を主力とするフィットネスクラブでは、総会員数に占める中高年層の割合が年々高くなっている。大手民間フィットネスクラブを例にあげると、会員における中高年層（50歳以上）の構成比は50～60%前後となっている。

「スポーツ白書2020」より

○フィットネスクラブの現状について

	売上高合計 (百万円)	利用者数 (人)	会員数 (人)	事業所数	指導員数 (人)
2019年	334,780	254,507,343	3,362,965	1,461	37,171
2020年	223,517	171,582,052	2,689,796	1,583	34,627
2021年	245,031	198,181,539	2,577,239	1,506	32,929

(出典) 経済産業省・特定サービス産業動態統計調査よりスポーツ庁作成)

20

子供のスポーツ機会確保・充実に向けた運動部活動種別改革の加速化

令和4年度予算額
(前年度予算額)

14億円
3億円)



背景・課題

- これまで多くの中学校等の生徒のスポーツに親しむ機会は、学校が運動部活動を設置運営する形で確保されてきたが、少子化や学校の働き方改革が進む中で、現行の、**学校単位で活動し、指導は教員が担うという運動部活動の継続は困難**であり、**今後、生徒がスポーツに親しむ機会が大きく減少してしまう恐れ**がある。
- こうした事態を避けるため、**学校の運動部活動に代わり、地域において運動・スポーツの機会を将来にわたって確保・充実**できるよう、**子供が地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築**していく。

事業内容

地域における新たなスポーツ環境の構築に向けた基盤整備

- **休日の地域におけるスポーツ環境の整備充実** 228,941千円
→ 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、地域におけるスポーツ活動の運営団体や指導者の確保方策や、費用負担の在り方の整理などの課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、研究成果を普及・発信する。
- **合理的で効率的な部活動の推進** 22,594千円
→ 地域の実情を踏まえた都市・過疎地域での合同部活動や、ICT活用による短時間で効果的な活動の推進に向けた実践研究を実施する。
- **中学校における部活動指導員の配置支援** 1,080,000千円
→ 教員に代わって、部活動の指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とするとともに、顧問教員の部活動における負担軽減を図るため、**運動部に対する部活動指導員の配置を支援**する。【約10,000人】

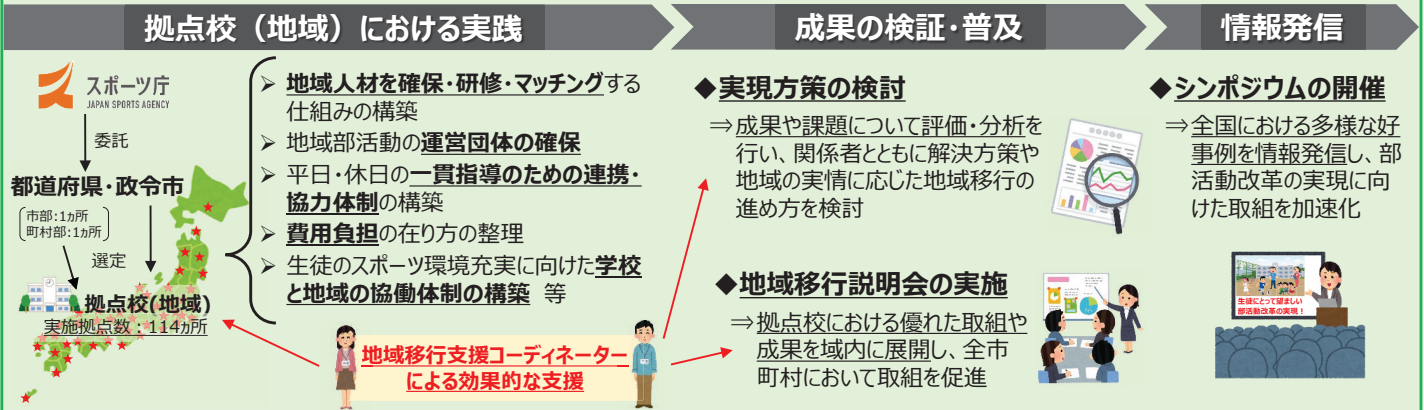
子供にとって望ましい大会の推進

- **子供の視点に立った大会の在り方に関する調査・実践研究** 11,358千円
→ 令和5年度以降を見据え、学校単位に限らず、生徒の多様なニーズに対応できる大会形式や大会規定等の在り方を検討するなど、**子供にとって望ましい大会の推進**に向けて、調査・実践研究を実施する。
- **多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会の創設・開催支援** 19,992千円
→ 競技志向ではない生徒についても、活動の成果発表の機会が確保されるなど、中学生の多様なニーズに対応した都道府県大会を創設・開催する競技団体に対して、必要な経費の補助を行う。
- **あらゆるチーム・個人が参加できる中学生年代の競技別全国大会の開催支援等** 75,506千円
→ 地域スポーツ活動に参加する生徒についても、多様な成果発表の機会を確保・充実する観点から、中学生を対象とした全国大会の開催に係る必要な経費について、開催都道府県に対する補助等を行う。

21

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備）

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、**全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、研究成果を普及**することで、休日の地域部活動の全国展開につなげる。



II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域での**合同部活動によるスポーツ活動機会の充実**に向けた実践研究を実施する。
- スポーツ医科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な部活動の管理・運営の推進など、ICTを活用しつつ、**短時間で効果的な活動の推進**に向けた実践研究を実施する。

III. 生徒にとって望ましい大会の推進

- 大会の在り方の見直しに向けて、調査・実践研究を実施する。
 - 地方大会の実態を踏まえ、**参加大会数の設定や参加大会の精選の考え方・手法等**について明らかにする。
 - 令和5年度以降を見据え、**学校単位に限らず、生徒の多様なニーズに対応できる大会形式やレギュレーション等の在り方**を検討し、先導的なモデルを創出する。

生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立を実現

中学校における部活動指導員の配置支援事業

- ◆ 地域におけるスポーツ・文化環境の整備・充実に向けて、適切な活動時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている**教育委員会の部活動指導員の配置を支援**。
- ◆ 教員に代わって部活動の指導や大会引率を担うことにより、**生徒のニーズを踏まえた充実した活動**とするとともに、**教員の部活動指導における負担軽減**を図る。

部活動指導員の配置を拡充(11,250人 (運動部: 9,650人、文化部: 1,600人))

活用イメージ (例)



子供たちへの実技指導や安全・障害予防に関する知識・技能の指導



学校外での活動（大会・練習試合等）への引率

対象校種	公立の中学校、義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）	実施主体	学校設置者（主に市町村） ※公立高等学校等については、地方財政措置にて配置を支援
想定人材	指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材	補助割合	国1/3 都道府県1/3 市町村1/3 (指定都市：国1/3 指定都市2/3)
資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等は必要なし	補助対象経費	報酬、期末手当、交通費、補助金 等

部活動指導員の属性（実績例）
退職教員、非常勤講師等との兼務、地域人材、大学生等

人材確保の工夫（例）
✓ 「人材バンク」を設け、域内幅広く人材を確保
✓ 大学と連携し、大学生の部活動指導員を確保

※運動部活動に係るガイドライン/文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援。
※交通費については、人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者に対して支援。
※支援に際しては、各自自治体において客観的な在校等時間の把握を行っていることを前提とする。

令和3年度地域運動部活動推進事業 (休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究) の状況について

- ✓ 現在、**47都道府県、12政令指定都市に委託**し、受け皿整備等について、**市部及び町村部での実践研究**を実施。(102市区町村)
- ✓ **地域部活動の受け皿**としては、総合型クラブや競技別クラブなど**地域のスポーツクラブ**や、関係団体のとりまとめや総合調整を担う**教育委員会**等がある。

< 実践研究における部活動の受け皿の状況(事業計画)について >

	計	政令市	市区	町村
①地域スポーツクラブ (総合型クラブ、競技別クラブ等)	41 (40%)	3 (25%)	22 (37%)	16 (53%)
②教育委員会等	24 (24%)	3 (25%)	14 (23%)	7 (23%)
③体育(スポーツ)協会	7 (7%)	0	5 (8%)	2 (7%)
④民間スポーツ事業者	7 (7%)	4 (33%)	4 (7%)	0
⑤競技団体 (陸上協会、サッカー協会等)	6 (6%)	1 (8%)	3 (5%)	2 (7%)
⑥その他 (保護者会、地域学校協働本部等)	17 (17%)	2 (8%)	12 (20%)	3 (10%)
合計	102 (100%)	12 (100%)	60 (100%)	30 (100%)

※「市区」には、県立学校での取組を含む

24

令和3年度地域運動部活動推進事業 (休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究) の状況について

< 実践研究における主な取組概要について① >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
①地域スポーツクラブ	茨城県	つくば市	陸上競技 バレーボール ソフトテニス 卓球 野球 剣道 バスケットボール サッカー	・市民団体「洞峰地区文化スポーツ推進協会」 ・総合型スポーツクラブ「つくばFC」	・地域指導者(スポーツクラブ) ・社会人 ・大学生 ・教師(兼職兼業)	・つくばスポーツアカデミー(陸上) ・つくばユナイテッドSun GAIA(バレー) ・つくばテニ(ソフトテニス) ・つくば明光卓球クラブ(卓球) ・筑波大学大学院野球コーチング論研究室(野球) ・grow(バスケ) ・谷田部少年剣友会(剣道) ・BCつくば(バスケ)	・校長・PTAを中心に 市民クラブ を設立し、中学生のスポーツ活動の機会を確保。 ・ 多種目にわたる地元のクラブチームと連携 して、所属の選手が月一回程度、顧問に代わって中学生を指導。
	岐阜県	羽島市	野球 剣道 陸上 ソフトテニス	はしまなごみスポーツクラブ	・地域指導者(総合型クラブ) ・大学生 ・教師(兼職兼業)	・羽島市スポーツ協会 ・岐阜聖徳学園大学	・原則、 すべての運動部活動の休日活動をクラブ化 。 ・生徒のクラブへの加入は希望制。 ・平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動として実施。
②教育委員会	山口県	周南市	軟式野球 ソフトテニス バレーボール 卓球	周南市教育委員会	・社会人(自営業・民間企業等) ・教師(兼職兼業) ・部活動指導員	・周南市体育協会 ・周南市首長部局関係課 ・秋月中学校区地域教育ネット ・秋月中学校PTA組織	・ 教育委員会が中心 となり、関係団体と連携して拠点校の 全運動部で休日の部活動の地域移行を実施 。 ・地域指導者には、運営主体が主催し、研修会を実施。
③体育協会	富山県	南砺市	バドミントン ソフトテニス なぎなた ソフトボール	南砺市体育協会	社会人	関係競技団体	・地域の体育・スポーツ団体等による 小学校段階から中学校段階までの一貫した指導体制の構築 を目指す。 ・休日における部活動や域内大会への参加(引率)を地域の指導者が担い、顧問教員が関わらないあり方について実証し、課題を整理。

25

令和3年度地域運動部活動推進事業 (休日部の活動の段階的な地域移行に関する実践研究) の状況について

< 実践研究における主な取組概要について② >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
④ 事業者 民間スポーツ	東京都	日野市	陸上競技 バスケットボール	スポーツデータバンク(株)	・地域指導者(コニカミルタ) ・民間指導者(bjアカデミー)	・コニカミルタ(株) ・(一社)bjアカデミー ・日野市体育協会	・地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導。 ・部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施。
⑤ 競技団体	新潟県	長岡市	バスケットボール サッカー 軟式野球 柔道 ソフトテニス バドミントン	・長岡市バスケットボール協会 ・長岡市サッカー協会 ・長岡市野球協議会 ・長岡市柔道連合会	・地域指導者(競技団体) ・地域指導者(企業チーム) ・教師(兼職兼業) ・部活動指導員	・長岡市学校教育課 ・長岡市スポーツ振興課 ・(公財)長岡市スポーツ協会 ・ヨネックス株式会社	・市教委、市スポーツ所管課、市スポーツ協会の連携・調整を図る職員を配置。 ・関係団体横断型で、市における地域部活動を実施。 ・地元企業(ヨネックス)と連携した指導者派遣を実施。 ・長岡市スポーツ活動ガイドライン「NAGAOKA SPORTS Compass」に基づく活動の実施。
⑥ その他 (地域学校協働本部)	滋賀県	彦根市	バスケットボール 剣道 ソフトテニス 卓球	中学校区支援地域協議会	地域指導者(スポ少指導者) 退職教員 部活動指導員	彦根市体育協会	・「地域学校協働本部」において、地域のスポーツ団体等の協力を得ながら、「土曜日・放課後活動」の一環として実施することで、今後地域部活動をどの学校でも実践するための方向性を示す。

26

運動部活動の地域移行に係る先行事例



東京都日野市

- ・ **地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導**
- ・ 部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、**顧問に代わり指導**を実施

運営主体：日野市教育委員会
 活動場所：日野第二中学校（生徒数501人）、三沢中学校（生徒数741人）
 活動頻度：週に1回（主に土曜日）
 指導者：社会人（実業団選手・元選手）、スポーツ団体指導者
 謝金：指導者2,252円/1時間（交通費380円/1日）
 参加者：75名
 参加費：0円
 協力：コニカミルタ(株)、日野自動車株式会社、(一社)bjアカデミー、スポーツデータバンク(株)等

岐阜県羽島市立 竹鼻中学校

- ・ 令和3年4月から、**休日の運動部活動を総合型地域スポーツクラブの活動に移行**
- ・ **休日における活動は、希望する生徒のみが参加**
- ・ **平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動として実施**

運営主体：総合型地域スポーツクラブ（はしまなごみスポーツクラブ）
 活動場所：竹鼻中学校（生徒数563人）、地域のグラウンド等
 活動頻度：休日
 競技種目：野球、サッカー、男女テニス、男女バスケットボール、男女バレーボール、陸上、卓球、剣道、柔道
 指導者：クラブの指導者、外部指導者（保護者など）
 謝金：1,000円/1回
 参加者：300名程度
 参加費：500円程度/月（別途要保険料）

富山県朝日町立 朝日中学校

- ・ 令和3年4月から、**学校部活動の一部を地域クラブの活動に移行**
- ・ 地域クラブ活動の**指導者は、原則、従来より学校部活動の指導に関わっている部活動指導員・スポーツエキスパート・競技協会会員であり、学校部活動との連携に取り組む**

運営主体：朝日町型部活動コミュニティクラブ
 活動場所：朝日中学校（生徒数211人）、隣接する町体育施設（体育館、武道館、屋内・屋外グラウンド、テニス場など）
 活動頻度：週1～3回（平日1～2回、休日1回）
 競技種目：バスケットボール、柔道、剣道、卓球、陸上、バレーボール、ソフトテニス
 指導者：地域指導者（部活動指導員、スポーツエキスパート、競技協会会員）
 謝金：6,000円/月
 参加者：約130名
 参加費：0円

大分県大分市立 野津原中学校

- ・ 令和3年4月から、**休日のみならず平日を含めた全ての運動部活動を段階的に総合型地域スポーツクラブに移行**
- ・ **中体連主催の大会については、引き続き学校部活動として参加**
- ・ **休日の練習試合等はクラブの活動として参加**

運営主体：総合型地域スポーツクラブ（NPO法人七瀬の里Nスポーツクラブ）
 活動場所：野津原中学校（生徒数63人）
 活動頻度：平日4日、休日1日
 競技種目：硬式テニス、男子バスケットボール、女子バレーボール
 指導者：クラブの指導者
 謝金：1,600円/1時間
 参加者：25名
 参加費：0円

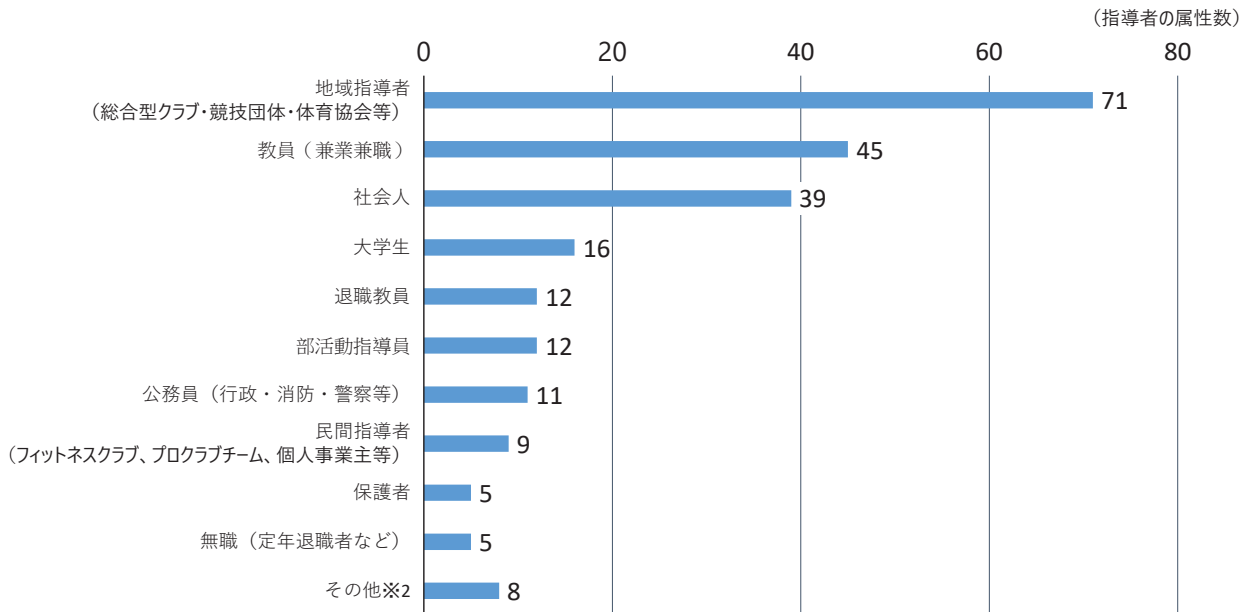
27

指導者の確保について

地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策について | 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の状況

実践研究における指導者の属性は、以下の通り。地域指導者が最も多く、半数ほどの自治体で、兼業兼職の教員が指導者として任用されている。

指導者の属性 (n=233※1)



※1：自治体数103のうち、指導者の属性について未回答の3自治体を除く。ただし、1つの自治体内で任用している指導者が複数に渡るケースがあるため、自治体数を超えるn数となる。
 ※2：なお、1つの自治体内において、属性ごとの指導者数が不明。そのため、あくまでも1つの自治体内における属性の数を集計しており、本データは指導者数ではない点に留意。
 例) 回答内容：指導者数5名 (学校職員、公務員) ⇒集計方法：学校職員1、公務員1

※2「その他」には、「外部指導者」「スポーツエキスパート」「地域住民」といった回答を含む。

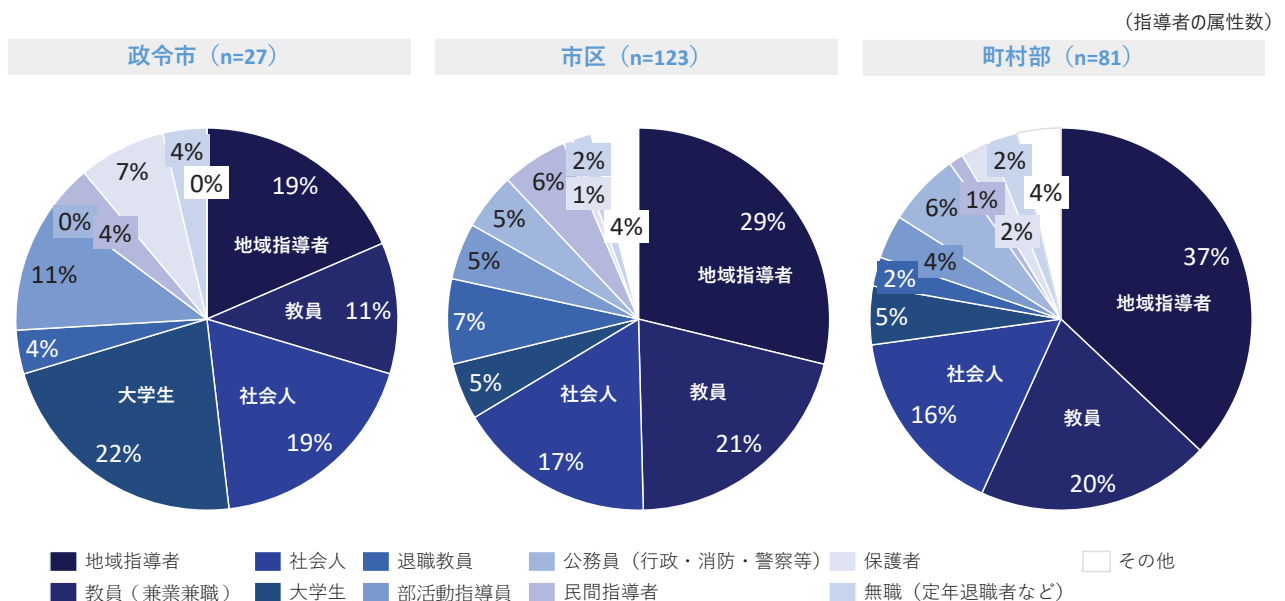
(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第3回) 参考資料1

指導者の確保について

地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策について | 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の状況

実践研究における指導者の属性は、以下の通り。政令市では、属性の偏りが少なく、多様な属性によって指導が担われている。

指導者の属性 (n=231※1)



※1：自治体数103のうち、指導者の属性について未回答の3自治体を除く。ただし、1つの自治体内で任用している指導者が複数に渡るケースがあるため、自治体数を超えるn数となる。
 ※2：なお、1つの自治体内において、属性ごとの指導者数が不明。そのため、あくまでも1つの自治体内における属性の数を集計しており、本データは指導者数ではない点に留意。
 例) 回答内容：指導者数5名 (学校職員、公務員) ⇒集計方法：学校職員1、公務員1

※2「地域指導者」とは、統合型クラブ・競技団体・体育協会等の指導者を指す。
 ※3「民間指導者」とは、フィットネスクラブ・プロクラブチーム・個人事業主等の指導者を指す。
 ※4「その他」には、「外部指導者」「スポーツエキスパート」「地域住民」といった回答を含む。

(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第3回) 参考資料1

指導者の確保について

地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策について | 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の状況
実践研究における指導者確保の方法は、主に以下のように分類ができる。

：特に多く見られた方法

	指導者確保の方法	概要
以前からの指導者の継続任用	部活動指導員・外部指導者の任用	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行前から、各学校の部活動において指導に係っていた指導者を継続的に確保している。
	兼業兼職の部活動顧問の任用	
スポーツ関係団体との連携	地域スポーツクラブによる紹介	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指導者を確保するため、地域クラブ・競技団体・体育協会など、地域ごとのスポーツ関係団体を通じて指導者を紹介してもらい、指導者として確保している。 一部の自治体では、統合型スポーツクラブが窓口となって各競技団体と連携し、指導者を確保している事例も見られる。 大学運動部や民間企業などの外部スポーツチームから指導者を確保している例もみられる。
	競技団体による紹介	
	体育・スポーツ協会による紹介	
	大学運動部からの推薦	
	企業チームからの派遣	
個人的な人脈の活用	学校関係者の人脈	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ関係団体等を経由せず、学校長や部活動顧問などの個人的な人脈を通じて指導者を確保している。 一部の自治体では、学校ではなく教育委員会の人脈を活用している事例も見られる。
	教育委員会の人脈	
求人活動	求人募集・ハローワークへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> 新規に人材を探すため、求人広告やハローワークを活用して人材を確保している。 一部の自治体では、人材バンクを活用した事例も見られる。
	人材バンクの活用	

(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第3回) 参考資料1

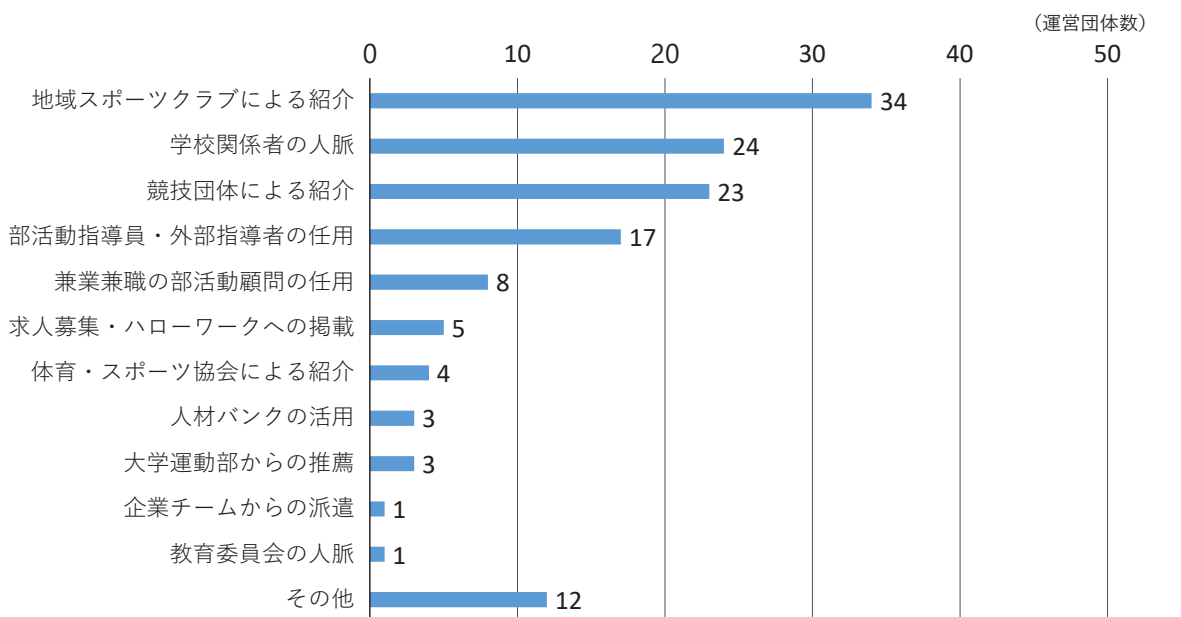
30

指導者の確保について

地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策について | 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の状況

実践研究における指導者確保の方法内訳は、以下の通り。
地域スポーツクラブを通して指導者を確保している自治体^{※1}が多い。

運営団体の分類 (n=135※2)



※1：実践研究の場となっていた自治体数は、103。運営団体が未定のため、未回答の4自治体を除く。

※2：複数の確保方法を活用している自治体が23あり、それらを重複してカウント。そのため、運営団体数は、回答自治体数を超える。

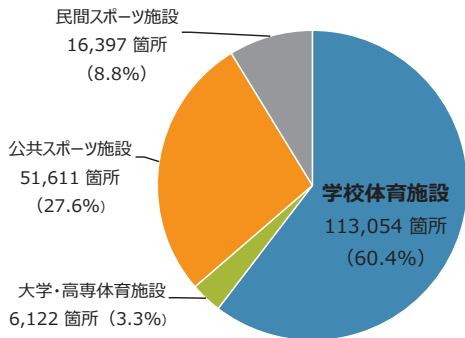
(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第3回) 参考資料1

31

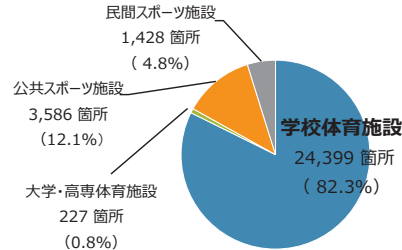
我が国の体育・スポーツ施設における「学校体育施設」の状況

- 自治体の体育・スポーツ施設は、老朽化や財政状況の悪化等の中で、今後、安全な施設の提供が困難になることも想定されます。
- 今後、持続可能な地域スポーツ環境を確保するためには、わが国のスポーツ施設の約6割（主要な種別は約8割）を占める学校体育施設の活用を、一層進めることが重要となっています。

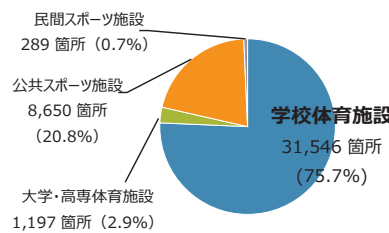
我が国の体育・スポーツ施設数（平成30年10月1日現在）



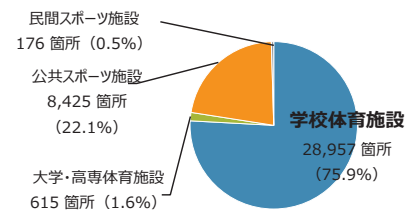
水泳プール施設数（平成30年10月1日現在）



体育館施設数（平成30年10月1日現在）



多目的運動場施設数（平成30年10月1日現在）



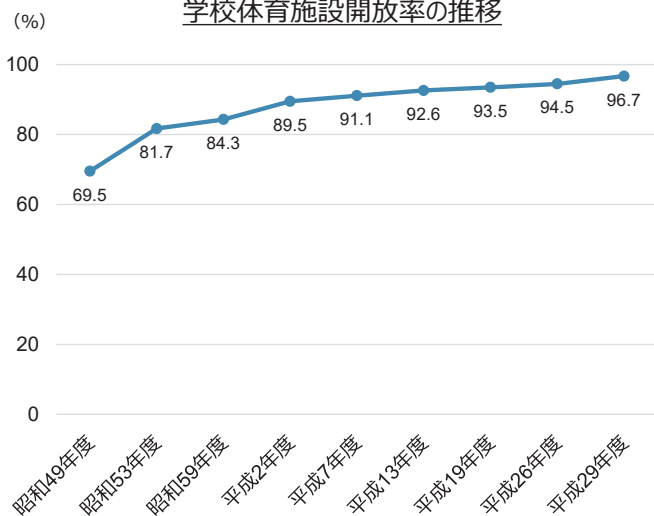
※「学校体育施設」とは、公（組合立を含む）私立（株式会社立を含む）の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の体育・スポーツ施設を指す。

（出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

学校体育施設の開放状況

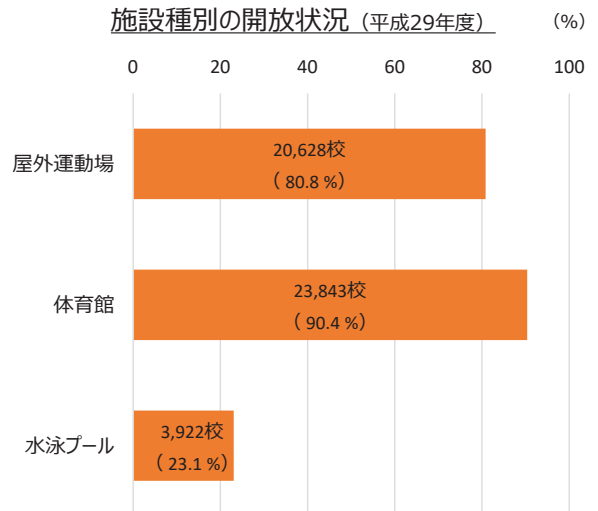
- 我が国の学校体育施設の開放率は既に高い水準にあります。
- 施設種別に見ると、屋外運動場の約8割、体育館の約9割が地域に開放されており、いずれも高い水準にあります。他方、水泳プールの開放率は約2割にとどまっています。

学校体育施設開放率の推移



※公立小中学校の体育館を対象として、開放事業実施率の推移を示している。

施設種別の開放状況（平成29年度）

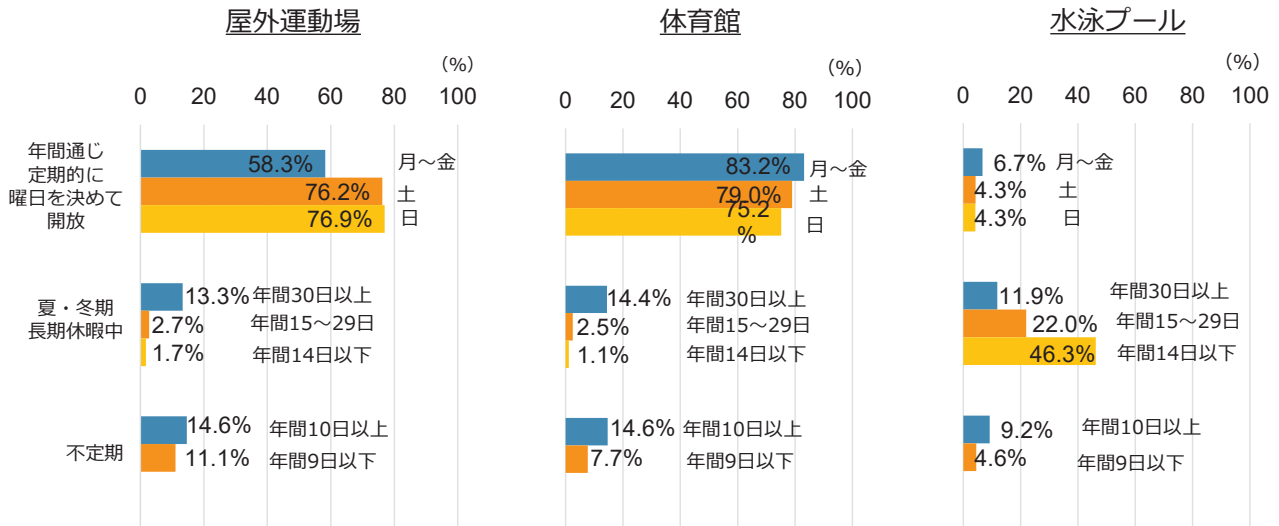


※公（組合立を含む）立小・中・高等学校を対象とする。

（出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

学校体育施設の開放頻度

- 開放している学校体育施設のうち、屋外運動場と体育館は、年間を通じ定期的に曜日を決めて開放している施設の割合が約8割と高くなっています。
- 水泳プールは、約半数の施設が長期休暇中の限られた日数（年間14日以下）での開放となっています。



※開放事業を行っている公（組合立を含む）立小・中・高等学校体育施設の施設種別総数に対する割合。

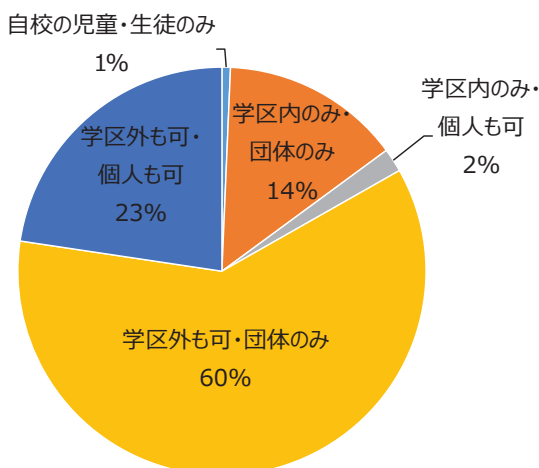
（出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

34

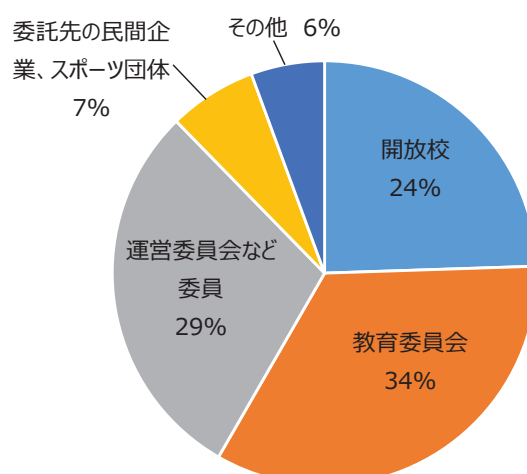
学校開放の対象・業務運営形態

- 学校開放の対象は事前に登録された団体限定である施設が多く、学区外も可という施設も多くなっています。
- 学校開放の業務運営形態は、教育委員会、運営委員会など委員がそれぞれ約3割、開放校が約2割となっています。

学校開放の対象（公立小中学校の体育館、平成29年度）



学校開放の業務運営形態（公立小中学校の体育館、平成29年度）



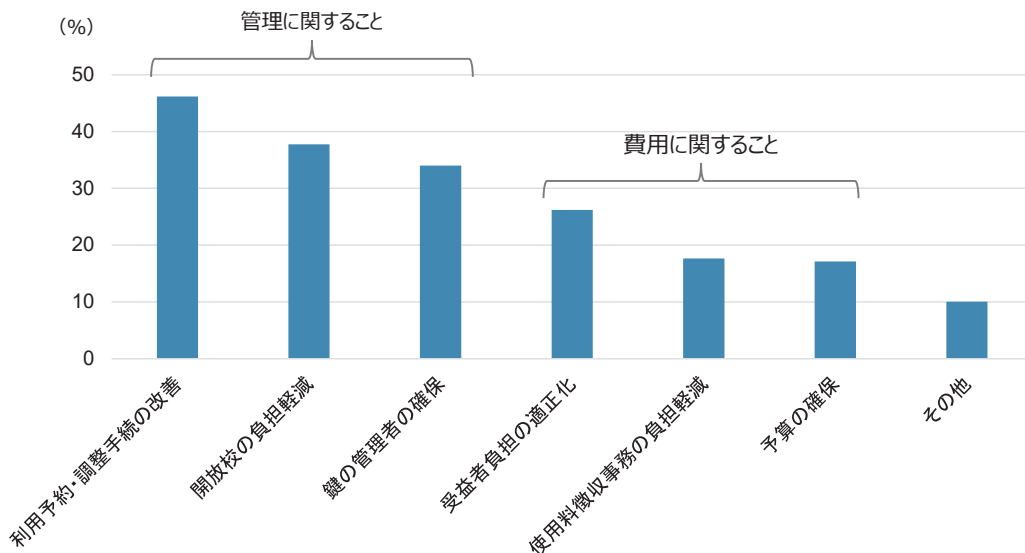
（出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

35

学校体育施設の開放に関する課題

- 学校体育施設の開放に関する課題については、学校開放の管理（利用予約・調整手続き、鍵の管理など）や費用に関することが課題として挙げられています。

学校体育施設開放の課題（市区町村・複数回答可、平成29年度）



（出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和2年3月）の概要

背景・目的

- 誰もが日常的にスポーツに参画することのできる機会の確保（スポーツ基本法、第2期スポーツ基本計画）
- スポーツを通じた健康寿命の延伸に対する強い期待（スポーツ実施率向上のための行動計画・中長期的施策）
- スポーツ施設の老朽化や財政難、人口減少等への計画的な対応（スポーツ施設のストック適正化ガイドライン）

スポーツ施設の約6割を占める学校体育施設について官民連携等の工夫を図り如何に活用していくかが重要

学校体育施設の有効活用に向けた検討・実施の際のポイントや参考事例を、

目的（モチベーション）・運営（ソフト）・施設（ハード）の観点から5項目に整理し、自治体担当者向けに提示。

※学校・施設種別ごとの傾向も踏まえた一般的な留意事項もあわせて整理

①学校体育施設をより広く利用してもらうための目的の明確化

地域のスポーツ環境充実、児童生徒への好影響、地域社会との連携推進等、施設活用の目的を幅広く検討し明確化する

- 誰もが気軽にスポーツに親しめる社会へ
- 地域で見守る学校施設（学校体育施設）へ

②安全・安心の確保

動線の分離等により児童生徒の安全を確保するとともに、リスク分担など安全安心確保のための体制を整備する

- 一般利用者と児童生徒の動線を分離する工夫
- 安全・安心確保のための体制整備

③持続可能な仕組みづくり

業務・事業としての明確化や、学校教育に支障ない範囲の指定管理等の工夫を図る

- 業務・事業としての明確化
- 学校や行政からの外部化
- 民間事業者等が参画しやすい環境づくり
- 適切な受益者負担の仕組みづくり

④利用しやすい環境づくり

利用日時や利用可能な対象者、実施可能な競技種目など、多様なスポーツ活動のニーズに対応し、ICTも利用して学校体育施設を最大限活用する

- 学校体育施設の多様な利用推進
- ICTを活用した利便性の向上

⑤新改築・改修時の留意点

新改築・改修時には、地域のスポーツ施設として機能、仕様等を検討（複合化、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮等）するとともに、PPP/PFI等の事業手法の導入についても検討する

- 地域スポーツ施設としての整備
- PPP/PFI事業の導入
- 学校開放事業を前提とした施設水準の確保

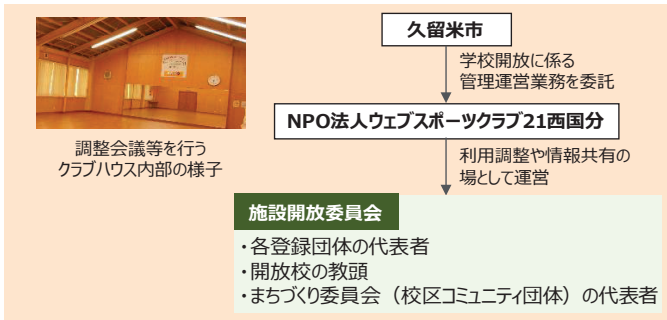
ポイント・有効活用方策（参考事例）

③ 持続可能な仕組みづくり (抜粋)

2 学校や行政からの外部化

- 学校施設開放事業の運用においては、教育委員会や学校に利用調整や鍵の管理などの負担がかかっている状況も見受けられる。
- そのため、学校教育に支障のない範囲で、学校開放事業における運営について、指定管理者制度や業務委託等を活用し、民間事業者や総合型地域スポーツクラブ、地域団体等に委ねていくことを検討することが望ましい。
- 学校開放事業において指定管理者制度を活用する場合には、各自治体において「学校施設使用条例」等を制定し、学校開放事業における指定管理者制度の適用を位置づけることが必要である。

参考事例 久留米市の総合型地域スポーツクラブへの委託スキーム



- 久留米市では、**市立学校施設の開放に関する規則において、総合型地域スポーツクラブに開放業務を委託してよい旨を規定**。3つのクラブが学校開放の管理運営を行っている。
- 学校からは教頭等の管理職が毎月の調整会議に出席するが、**調整会議の準備や進行はクラブが実施**。利用調整や利用者への指導もクラブが行っており、学校の負担は比較的軽い。

3 民間事業者等が参画しやすい環境づくり

- 官民連携での学校開放事業の推進は、担い手となる民間事業者等にとっての事業参画のメリットがなければ困難である。
- 業務範囲の拡大、対象施設の包括化、民間による自主事業の実施条件の緩和や利用枠の確保など、民間事業者等が学校開放事業に参画しやすい環境整備が求められる。
- 学校体育施設の民間事業者等による有効活用を促進するためには、民間提案制度（民間事業者等から事業や手法の提案を受けるもの）などを活用することも考えられる。

参考 学校体育施設を活用する事業について民間からの主な要望・意見

類型	主な要望・意見
利活用しやすい施設とすること	<ul style="list-style-type: none"> 水泳プールについて、温水プールでなく簡易なもので屋内化ができれば、利活用期間を延ばすことができる。 施設管理やセキュリティの機械化、自動化を図ることができると、管理コストを抑制した管理運営が可能となる。
柔軟なプログラム等の提供	<ul style="list-style-type: none"> 最も重要なのはプログラムの提供である。一定枠を確保しておかないと、運営会社も参入しづらい。 総合型地域スポーツクラブが学校体育施設の管理をし、クラブのプログラムなどが展開出来るとよい。
適正な利用料金の徴収	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の人員費に充てられる程度の利用料金は徴収する必要がある。 それによって、担い手の確保、人員の雇用なども可能となる。
他の施設・業務との包括的な委託	<ul style="list-style-type: none"> 近隣エリアをまとめて一つの団体・組織が受託することで、スケールメリットが出る。特に学校プールについては老朽化が進んでいるため、集約化を進めたほうが管理コストが低減できる。 部活動の支援、学校体育の授業の支援などと合せて、学校の管理や開放事業の実施が行えるといい。
民間の提案を柔軟に受け入れる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者のモチベーションを阻害しないよう、その独自のやり方を許容するようなフレキシブルさを持つべきではないか。 民間事業者からの提案を受け止めて取組みを検討する対話型の官民連携事業を進めていくべき。

38

④ 利用しやすい環境づくり (抜粋)

1 学校体育施設の多様な利用推進

- 現在の学校体育施設は、一般利用を認めている場合でも、事前に登録された団体による利用を条件としているケースが多いが、スポーツ参画人口の拡大のためには、団体登録の手続きを簡素化したり、個人が気軽に利用できるような環境を整えていくことが必要である。
- 個人利用の促進においては、学校施設を個人に利用してもらう際のコーディネート機能を果たす民間事業者等や総合型地域スポーツクラブ、地域団体等が関与することが望ましい。
- また、幼児の遊び場、児童生徒の放課後の居場所など、地域のニーズを踏まえて、多様な利用を検討していくことが求められる。
- 施設の有効活用やスポーツ参画人口拡大の観点からは、現在は制限されていること多い民間事業者等によるプログラム提供などの利用についても、例えば地域の団体による使用がない場合に限定する、営利事業と非営利事業で利用料に差をつけるなど、一定のルールのもとで受け入れることを検討することが望ましい。
- 民間事業者等の事業を認めることで、財政負担の軽減への寄与や、市民のスポーツ参加を促す民間ノウハウの活用などが期待できる。

参考 民間事業者等活用の位置づけ

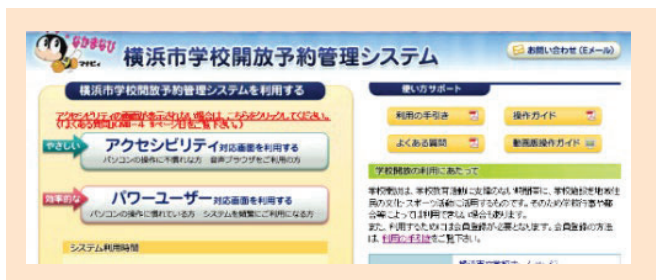
学校における働き方改革に関する取組の徹底について
(平成31年3月18日30文科初第1497号文部科学事務次官通知)

2. (2) ⑦
(前略) 学校施設の地域開放に当たっては、地域の実態に応じ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の活用、教育委員会による一元的な管理運営、業務委託や指定管理者制度による**民間事業者等も活用した官民連携等の工夫**により、管理事務における学校や教師の負担軽減を図りつつ、地域の財産である学校施設の地域開放を推進すること。

2 ICTを活用した利便性の向上

- 学校施設開放事業の利用については、利用手続き等が一般にわかりにくいといった指摘があることから、施設の稼働率を高めるためにも、ICTを活用することにより、予約や申し込みの方法、空いている時間等の情報を広く開示し、柔軟な利用予約等が行える環境を整備することが効果的と考えられる。
- また、維持管理にかかる負担軽減の観点からは、電子錠の設置やセキュリティシステムの導入など、ICTを活用した新たな技術の導入を検討することが考えられる。

参考事例 横浜市の学校開放予約管理システム

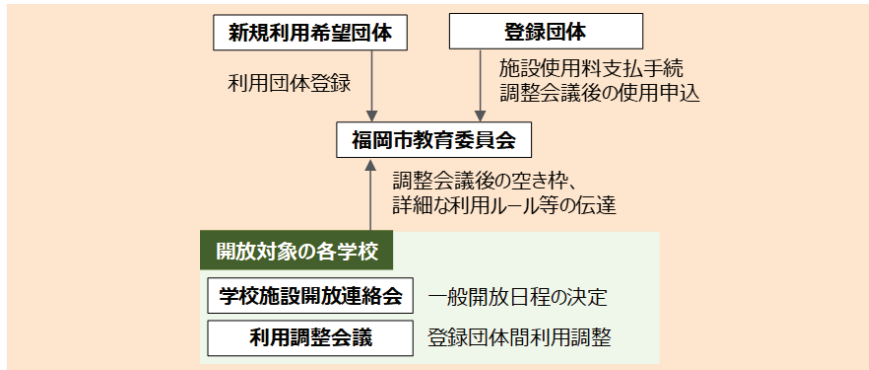


【なかまなび | 横浜市学校開放予約管理システム】

- 横浜市の学校開放事業は、市民利用施設とは異なり、地域住民や登録団体が中心となって「文化・スポーツクラブ」を組織し、自主・自立的に運営。
- 利用を希望する団体等は、希望する学校の文化・スポーツクラブ登録団体となる必要がある。利用団体登録申請書に必要事項を記入し、希望する学校の文化・スポーツクラブに提出。
- その後、**パスワード等の発行が行われ、「なかまなび」から利用予約等**を実施。
- 文化・スポーツクラブは、管理者画面から、予約申請状況等を確認することができ、学校開放事業の利用調整の合理化を図ることができる。

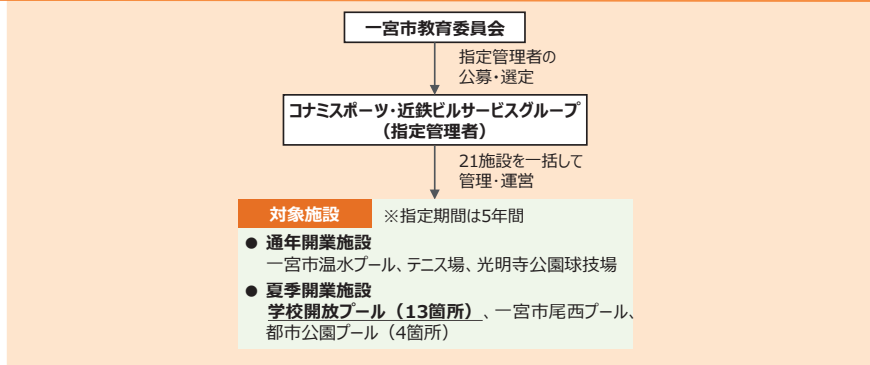
39

【事例】教育委員会による一元的な情報の集約（福岡県福岡市）



取組概要	取組体制	市立小中学校等の校庭、講堂兼体育館、柔剣道場を開放。 利用団体登録や各校での調整会議後の利用調整は教育委員会が一元的に実施。
	取組内容	新規に学校開放を利用する団体の登録手続については教育委員会が一元的に実施。利用調整については、各校に設置された「学校施設開放連絡会」及び「利用調整会議」にて日程を検討した後、空いている利用枠については教育委員会が使用申込を受け付ける。各校で実施可能な種目や、施設利用時の詳細なルール等についても教育委員会にて把握している。
	背景・経緯	以前は学校施設に関する業務の所管が市民局（学校プール開放事業、校庭夜間開放事業（ナイター照明管理等）、学校体育館開放事業）と教育委員会（目的外使用許可）に分かれていたが、一本化。 教育委員会は日頃から学校とのやり取りが多いため、円滑に業務を実施することが可能。
施設概要	対象施設	原則として全ての市立小中学校、高等学校、特別支援学校で実施（高等学校、特別支援学校については、学校教育に支障のない範囲で開放を行うこととし、学校が直接使用許可手続を実施）。 （備考）福岡市内の小中学校数 小学校：143校（うち15校に夜間照明あり） 中学校：69校（うち50校に夜間照明あり）

【事例】学校開放プールの管理・運営に指定管理者制度を導入（愛知県一宮市）



取組概要	取組体制	市内13箇所の学校開放プールを、他の通年開業施設や夏季開業施設と一括して指定管理者が管理（市立小学校42校中7校、市立中学校19校中6校で実施）。
	取組内容	一宮市立学校施設使用条例において、指定管理者に学校プールの管理を行わせることができる旨規定。現在指定管理者が開場期間中のプールの使用許可（受付）、維持管理、清掃等の業務を実施している。学校開放プールの利用料は無料であり、個人利用のみ。開場日時は市立小中学校の夏季休業日の9:30～12:00、13:00～17:00である。
	背景・経緯	一宮市（特に旧一宮市域）には「連区」というコミュニティの単位がある。学校開放プールは市の温水プール等よりも身近な、連区のプールとして市民に認識されていると考えられる。また、一宮市では以前から温水プールの管理と学校開放プールの管理運営業務を一括してスポーツ施設管理公社が行っていた。

学校名	施設内容	竣工年	学校名	施設内容	竣工年	学校名	施設内容	竣工年
1 南部中学校	25m×15m (7コース)	昭和37年	6 千秋中学校	25m×16m (8コース)	平成15年	11 今伊勢小学校	25m×16m (高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m)	平成3年
2 北方中学校	25m×16m (8コース)	平成5年	7 粟栗小学校	25m×15m (7コース)	昭和33年	12 神山小学校	25m×16m (高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m)	昭和49年
3 大和中学校	25m×15m (7コース)	昭和33年	8 西成小学校	25m×16m (高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m)	平成7年	13 富士小学校	25m×16m (高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m)	昭和55年
4 奥中学校	25m×16m (8コース)	昭和53年	9 丹澤小学校	25m×16m (高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m)	昭和58年			
5 萩原中学校	25m×16m (8コース)	昭和59年	10 湊井南小学校	25m×16m (高学年用10.6m 6コース、低学年用5.4m)	平成3年			

川崎市教育委員会

学校施設地域管理業務 (用務員業務等)	学校施設有効活用事業 (開放運営委員会運営等)
・高津中学校 ・久本小学校 一部学校においては2つの業務を一体的に実施	・高津中学校 ・久本小学校 ・東高津中学校 ・坂戸小学校

↓

NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF



高津中学校の学校開放事業の様子

取組体制	NPO法人高津総合型スポーツクラブSELFが、市立学校4校の学校開放管理及び2校の校務員業務を川崎市教育委員会の委託を受けて実施
取組内容	市立学校4校について学校施設有効活用事業を受託。施設開放運営委員会会議の開催と運営、利用調整、安全管理、教育委員会への提出資料作成等を実施している。4校中2校では学校施設地域管理業務（用務員業務）も受託。 2つの業務を併せて実施することは、施設管理の人員を確保するだけでなく、学校と地域コミュニティとの信頼関係構築にも寄与している。 学校開放の年間延べ利用人数は、11年間で約1万人から約7万人に増加した。
背景・経緯	SELFが学校開放の管理運営を行うようになった当初、既に利用率はほぼ埋まっている状態であったが、3年分の利用状況を精査。 複数団体が共同利用する等してより効率的に活用できる時間帯を洗い出し、新規団体の利用率を確保した。 SELFが学校と利用団体の橋渡し役になる等して利便性が向上したことで、次第に既存団体にも納得いただけるようになった。

	対象施設	学校規模	延床面積	整備時期	学校開放運営	校務員業務
1	高津中学校	18学級529名	7,812㎡	昭和63年	●	●
2	久本小学校	25学級869名	7,378㎡	昭和59年	●	●
3	東高津中学校	18学級559名	6,270㎡	昭和59年	●	-
4	坂戸小学校	25学級639名	5,612㎡	昭和44年	●	-

学校体育施設の有効活用推進事業

- 「学校体育施設の有効活用の手引き」を踏まえ、行政の負担軽減だけでなく、適切な料金設定、民間のノウハウを活かした事業性の高い運営の導入なども含めた**持続可能な仕組みのモデル事例を実証研究を通じて構築**するもの。
- 令和3年度は募集期間中（3/18～4/16）に**9団体から申請**があり、うち**4団体を採択**。

飛騨シュレ（岐阜県、総合型地域スポーツクラブ）

山間部の学校体育施設において多様な世代向けのプログラムを提供

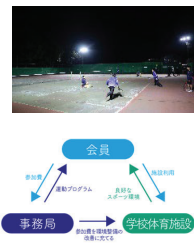
- 地域におけるスポーツプログラム充実のため、行政との連携、HPIによる広報、外部人材の導入・魅力的なプログラムの提供を実施
- 具体的には、小中学校体育館において、一般・ファミリーに向けたスポーツプログラムを提供
- 次年度以降に向け、夜間の学童保育を兼ねたプログラムや部活動改革を見据えたプログラム等を検討



つくばフットボールクラブ（茨城県、総合型地域スポーツクラブ）

学校、市、クラブ3者の連携による施設環境の改善と受益者負担の試験的な導入

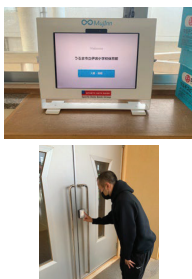
- 体育館と校舎が構造的に分離されていない、グラウンド等において夜間照明設備がなく、活動時間の確保ができていない現状を踏まえ、中学校、つくば市、クラブでの確認書を取り交わしの実施
- 身近な環境で良質なプログラムを展開するため、専門の外部指導者による有料のスポーツプログラムを実施
- プログラムの参加費の一部を夜間照明設備へ充当することの検討



スポーツデータバンク沖縄（沖縄県、株式会社）

ICTを活用した学校体育施設の有効活用モデル実施

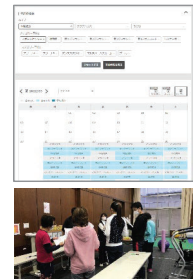
- 社会予約管理システム、スマートロック、セルフチェックインシステムを実証、電子決済の導入やGIGAスクール構想との連携を検討
- 行政職員の業務の合理化・効率化、利用者の利便性の向上、施設利用におけるセキュリティー強化等を検討
- 学校は、より地域へ開かれ始めていることから、学校体育施設の活用の可能性を検討、将来的には学校を中心としてまちづくりへの展開へ



愛知学院大学（愛知県、大学）

地域における大学スポーツ資源の有効活用を実施

- 大学のスポーツ施設の貸し出しを拡大していくために、ICTを活用したスポーツ施設利用管理システムの構築
- 先進事例（沖縄県うるま市）の視察とスポーツ・健康づくりによるまちづくりコンソーシアム（自治体・民間企業・民間団体等で構成）における意見交換と事業実施
- 大学のスポーツ施設が利用できることの認知度が低いことから、トレーナーやイベントの実施を行い、個人利用可能施設の一般開放の促進



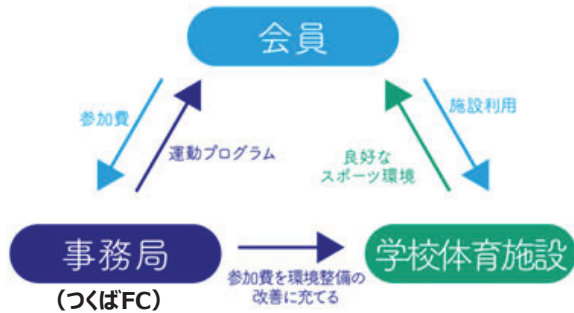
令和3年度 学校体育施設の有効活用推進事業（NPOつくばフットボールクラブ）

学校、市、クラブ3者の連携による施設環境の改善と受益者負担の試験的な導入

中学校、つくば市、クラブでの確認書取り交わし（学校による敷地提供、市による使用許可、クラブによる照明設置）
専門の外部指導者による有料のスポーツプログラムを実施。参加費の一部を夜間照明設備へ充当することを検討

事業コンセプト
学校体育施設を利用し、つくばFCの人材ネットワークを活用したより高度な指導プログラムの導入をする
受益者負担によるプログラムを提供する
受益者負担により徴収した参加費を原資としてテニスコート夜間照明の付加的な機能を導入する

3者の実施内容	
中学校、つくば市、クラブでの確認書取り交わし、行政財産使用を申請	
つくばFC	学校体育施設にてスポーツプログラムを実施。照明を設置
谷田部東中	テニスコートグラウンドの貸出、照明設置を許可
つくば市	行政財産使用許可申請にて1年更新でつくばFCに貸付



ソフトテニス

テニスコート夜間照明

ウォーキングサッカー

学校体育施設を有効活用することで

- ・会員は身近な環境で良質なプログラムに参加できる。
- ・事務局は受益者負担による設備投資の原資を得られる。
- ・学校は照明が整備されることで、地域部活動への移行が進む。

プログラムに参加した中学生向けアンケートの結果概要

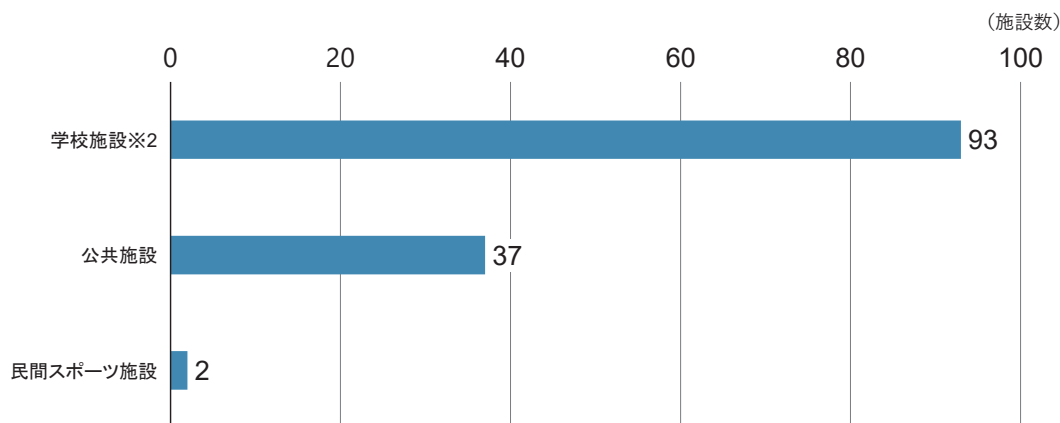
- プログラム内容について
「部活動と同種目で、より技術の向上を目指すプログラム」を望む声が多かった。
- 学校体育施設の有効活用について
照明の設置により、効率的に夕方以降の練習が可能だとの回答が多く得られた。
- 参加費について
1回の参加費として1,000円程度が妥当であるとの回答が得られた。また、その参加費の使用方法は、「指導者の充実に充てる」、「運営スタッフの person 費等に充てる」等、プログラムの充実に充てられることが望ましいとの意見あり

実践研究における施設の確保について

地域におけるスポーツ施設の確保方策について | 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の状況

実践研究で利用されている施設の種類の種類は、以下の通り。
約9割の自治体で、学校施設が活用されている。

主に利用されている施設の種類の種類 (n=132※1)



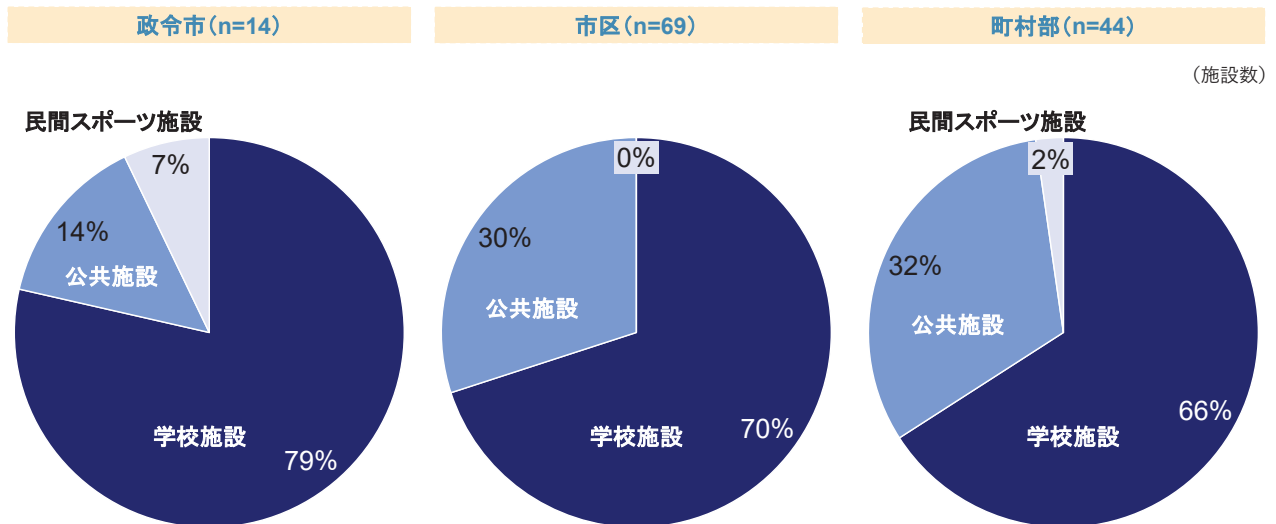
※1：実践研究の場となっている自治体数103のうち、運利用施設について未回答の4自治体を除く。ただし、複数の施設を回答している自治体がある場合は複数カウント。
※2：学校施設には、拠点校以外の学校施設を利用している場合を含む。

実践研究における施設の確保について

地域におけるスポーツ施設の確保方策について | 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の状況

実践研究で利用されている施設の種類の種類は、以下の通り。
どの地域でも、高い割合で学校施設が活用されている。

主に利用されている施設の種類の種類 (n=127※1)



※1：実践研究の場となっている自治体数103のうち、利用施設について未回答の4自治体を除く。ただし、複数の施設を回答している自治体がある場合は複数カウント。
※2：学校施設には、拠点校以外の学校施設を利用している場合を含む。

(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第3回) 参考資料1 46

中体連主催大会に関するアンケート (概要)

(1) 調査内容

- ・今後の中体連主催大会の参加資格の見直しについて
- ・各都道府県大会における参加資格の現状について
- ・各都道府県大会における複数校合同チーム参加規定の現状について
- ・今後の全国中学校体育大会 (全中大会) の在り方について

(2) 調査対象

都道府県教育委員会 (47自治体)

(3) 実施期間

令和4年2月10日～令和4年2月16日

(4) 調査方法

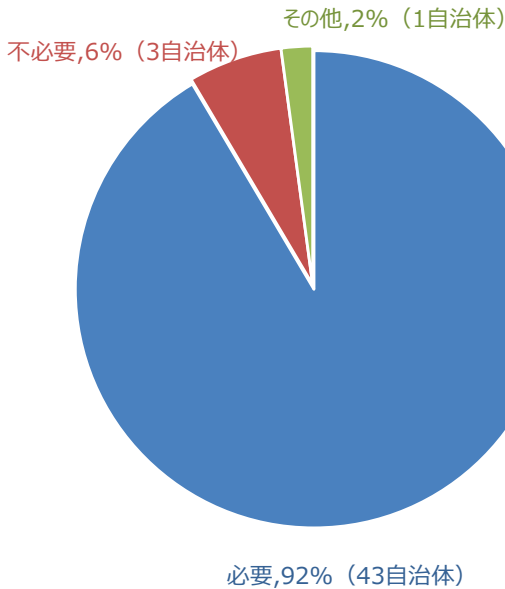
調査票を各都道府県教育委員会へ送付・回収 (回収率 100%)

(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第4回) 参考資料3 47

中体連主催大会に関するアンケート（参加資格見直しの必要性）

- 運動部活動の地域移行を見据えた中体連主催大会の**大会参加資格の見直しについて、92%の自治体が「必要」と考えている。**

問 令和5年度から休日の部活動を段階的に地域移行を実施していく上で、生徒や保護者などの関係者の理解を得ていくためには、中体連主催大会の大会参加資格の見直し（学校以外の地域のスポーツクラブ等の参加を認めること等）が必要と考えますか？



(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議（第4回）参考資料3

〈「必要」の主な理由〉

- ✓ 生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツに取り組む中学生が見られるなど活動が多様化しているため。
- ✓ どの生徒にも平等に出場機会が与えられるべきであるという観点からも、見直しは必要である。

〈「不必要」の主な理由〉

- ✓ 中体連は、あくまでも学校単位での活動のための組織であり、今後も現在の体制が望ましい。
- ✓ 教育活動の一環として行われてきた運動部活動の成果発表の場としての位置づけと考えられる参加資格は、柔軟にする必要はあれど、見直しまでは不要。

〈「その他」の主な理由〉

- ✓ 大会参加には、加盟や登録が前提となることから、組織の在り方そのものをどのようにするのかという議論が必要である。方法論ばかりでは、問題の解決には至らないと考える。競技団体主催の全国大会も複数開催されている状況の中で、中体連主催の全国大会の必要性の議論が必要ではないか。

48

中体連主催大会に関するアンケート（参加資格見直しのメリット等）

- 大会参加資格の見直しによって、成果発表の機会の確保や地域のスポーツ活動の充実・発展につながるなど、**子どもたちが裨益するメリット**が挙げられる一方、**大会運営や各種制度上の課題**が見られる。

問 中体連主催大会の大会参加資格の見直し（学校以外の地域のスポーツクラブ等の参加を認めること等）した場合に考えられる影響（メリット、デメリット（課題））について教えてください。

〈主な「メリット」について〉

- ✓ 地域スポーツ活動に参加する生徒の成果発表の機会の確保につながるのではないかと。
- ✓ 学校の部活動以外で活動している生徒やチームの参加が可能になり、総合型地域スポーツクラブなどの活性化につながるのではないかと。
- ✓ 大会が定着すると、地域で子どもたちのスポーツ活動を応援したり、地域の特色が見られたりする等、地域のスポーツ活動の充実・発展につながるのではないかと。
- ✓ 地域クラブが活動の主体となることで、平日・休日問わず学校部活動の地域移行の進展が見込まれるのではないかと。
- ✓ 競技団体が大会運営に参画することで、教職員の負担軽減が見込まれるのではないかと。
- ✓ 特定の種目に限定されず、生徒の選択の幅が広がるのではないかと。
- ✓ 競技力向上、トップアスリートの育成につながるのではないかと。
- ✓ 競技人口の増加につながる可能性があるのではないかと。

〈主な「デメリット（課題）」について〉

- ✓ 中体連、学校部活動の存在意義が薄れるのではないかと。
- ✓ 民営のクラブチームを含めた地域クラブ全般の参加を認めることは、生徒や学校現場に混乱を生じさせるのではないかと。
- ✓ チームの利益、名声獲得のため、大会が完全勝利至上主義となり、教育の域を脱してしまい、有望選手の引き抜きなど、生徒の商品化が進むのではないかと。
- ✓ 学校対抗での大会という価値が薄れるのではないかと。
- ✓ 生徒の学校帰属意識の低下が考えられるのではないかと。
- ✓ 勝利至上主義の活動が加速する可能性が高まり、学校だけで活動する子供たちが減少するのではないかと。
- ✓ 選手登録の方法が、チームごとになることで、各競技団体の業務が煩雑にならないかと。
- ✓ 大会を実施するためには、学校の教育活動ではなくなるため、教職員などによる大会を運営するスタッフの確保が困難になるのではないかと。
- ✓ 学校部活動以外からの参加の場合、事故等に関する責任の在り方はどうなるのか。

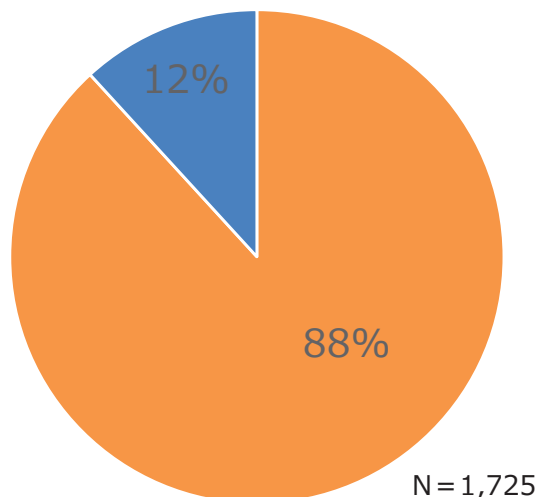
(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議（第4回）参考資料3

49

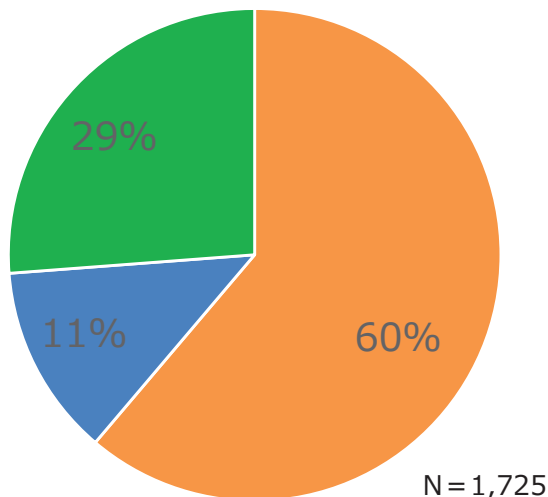
総合型地域スポーツクラブの会費

- 会費を徴収している総合型地域スポーツクラブ：約88%
- 会費を徴収している総合型地域スポーツクラブの月あたりの平均会費：約1,060円

会費を徴収している総合型地域スポーツクラブの割合



会費を徴収している総合型地域スポーツクラブにおける月あたりの会費の割合



■ 会費を徴収している ■ 会費を徴収していない

■ 1～500円 ■ 501～1,000円 ■ 1,001円～

(出典) スポーツ庁「令和3年度総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」を基にスポーツ庁で作成

50

地域スポーツに参加するための費用

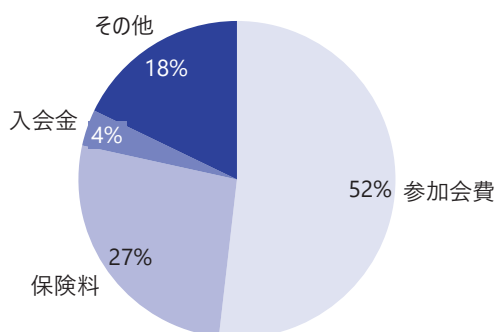
地域運動部活動推進事業に関する情報照会 | 費用

実践研究において地域スポーツに参加するために、
従来の部活動から追加で必要な費用の平均は、17,581円^{※1}

設問

- 本実践研究において、生徒が地域スポーツに参加するために従来の部活動から追加で必要となる費用についてご回答ください
 - ✓ 「地域スポーツに参加するために従来の部活動から追加で必要な費用」とは、部活動が地域移行した際に、従来の部活動から追加で発生する主な費用を指します。従来の部活動でも同様の支出が想定される用品（ユニフォーム等）の購入や会場への移動費は含みません。
 - ✓ 具体的には、生徒の参加にまつわる費用として、生徒一人が参加するために必要な地域クラブ等の運営団体への支出を想定し、クラブへの入会金や参加会費、保険料等を含みます。受け皿となる運営団体への補助（運営費用（人件費、雑務役務費等））は含みません。
 - ✓ 競技別に生徒一人当たりに必要な年間追加負担額を計算しご回答ください。なお、その内訳の金額と実践研究における負担者についてもご回答ください。
 - ✓ 内訳の費目として、記載済みのカテゴリに該当しないものがある場合は、（その他①）、（その他②）の枠を上書きの上、ご回答ください。

費用の内訳 (n=308^{※2})



各費目の平均金額

費目	平均金額 (円)
参加会費	9,112
保険料	4,679
入会金	653
その他	3,137
年間追加負担額 (生徒一人当たり・年)	17,581

※1：回答者が記入した数値に基づく算出であり、回答者の認識によっては、費目の定義が異なる可能性を否定できない点に留意

※2：実践研究の対象になっている部活動のうち、費用設問に回答のあった数

(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第4回) 参考資料3

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

NRI

51

運動部活動、地域でのスポーツ活動における補償制度

学校の運動部活動は、学校教育活動の一環として行われるため、学校管理下での活動となる。運動部活動中に、負傷などをした場合には、他の学校教育活動中と同様に、独立行政法人日本スポーツ振興センターにより給付金が支払われる**災害共済給付制度**により補償される。

一方、地域でのスポーツ活動は、学校管理下での活動ではない。このような活動中に負傷などをした場合の補償制度としては、公益財団法人スポーツ安全協会による**スポーツ安全保険**などがある。

学校教育活動中（学校管理下）の補償 授業中や運動部活動など

民間の保険制度や共済制度

災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センター
※学校管理下である部活動等の補償

公的医療保険（健康保険等）

地域でのスポーツ活動中の補償

民間の保険制度や共済制度

スポーツ安全保険制度

公益財団法人スポーツ安全協会
※地域でのスポーツ活動等の補償

公的医療保険（健康保険等）

(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議（第4回）参考資料3

52

災害共済給付制度とスポーツ安全保険の比較

1. 掛金比較

災害共済給付制度：共済掛金の額

学校種別	一般児童生徒等
義務教育諸学校	920円（460円） ※（）内は沖縄県における共済掛金の額

スポーツ安全保険：年間掛金

加入対象者	加入区分	年間掛金
子ども（中学生以下） ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1	800円

2. 死亡・障害見舞金と死亡・後遺障害保険金の比較

災害共済給付制度：障害等級表		
等級	死亡見舞金に対する割合	金額：死亡30,000千円
第1級	133%	40,000千円（20,000千円）
第2級	120%	36,000千円（18,000千円）
第3級	104.6%	31,400千円（15,700千円）
第4級	72.6%	21,800千円（10,900千円）
第5級	60.7%	18,200千円（9,100千円）
第6級	50.3%	15,100千円（7,550千円）
第7級	42.3%	12,700千円（6,350千円）
第8級	24.6%	7,400千円（3,700千円）
第9級	19.6%	5,900千円（2,950千円）
第10級	14.3%	4,300千円（2,150千円）
第11級	10.3%	3,100千円（1,550千円）
第12級	7.5%	2,250千円（1,125千円）
第13級	5%	1,500千円（750千円）
第14級	2.9%	880千円（440千円）

※（）内の金額は通学中及びこれに準ずる場合の障害見舞金額。

スポーツ安全保険：傷害保険 後遺障害等級表		
等級	死亡保険金に対する割合	金額：死亡20,000千円（A1区分の場合）
第1級	150%	30,000千円
第2級	89%	17,800千円
第3級	78%	15,600千円
第4級	69%	13,800千円
第5級	59%	11,800千円
第6級	50%	10,000千円
第7級	42%	8,400千円
第8級	34%	6,800千円
第9級	26%	5,200千円
第10級	20%	4,000千円
第11級	15%	3,000千円
第12級	10%	2,000千円
第13級	7%	1,400千円
第14級	4%	800千円

(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議（第4回）参考資料3

53

災害共済給付制度とスポーツ安全保険の比較

3. 医療費（負傷・疾病）と入院・通院保険金の比較

災害共済給付制度：医療費（負傷・疾病）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000円以上 のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 （そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもの のうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・糞物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	

スポーツ安全保険：傷害保険 入院保険金・通院保険金・手術保険金

保険金種類	対象となる事故	保険金額	保険金支払限度日数
入院保険金	被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による入院、手術、通院が補償されます。	日額 4,000円	事故の日からその日を含めて180日以内 1日目から/180日限度
手術保険金		入院中の手術： 40,000円 入院中以外の手術： 20,000円	事故の日からその日を含めて180日以内 1日目から/30日限度
通院保険金		日額 1,500円	事故の日からその日を含めて180日以内

4. 賠償責任

災害共済給付制度：補償なし

スポーツ安全保険：賠償責任保険

保険金種類	対象となる事故	支払限度額
賠償責任保険	被保険者が日本国内で行う団体での活動中および往復中にまたはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。	対人・対物賠償合算 1事故5億円 (ただし、対人賠償は 1人1億円)

(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議（第4回）参考資料3

実践研究における保険加入状況

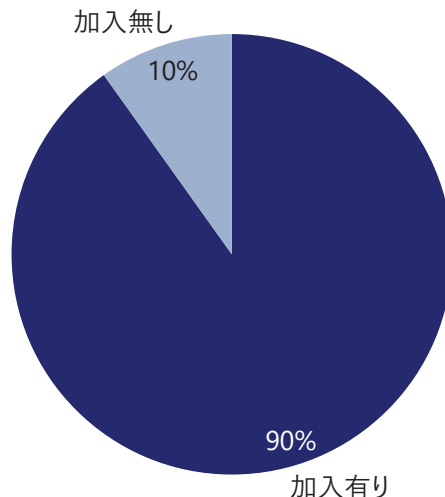
地域運動部活動推進事業に関する情報照会 | 保険

9割の拠点校において、地域移行に伴い、保険に加入されている

設問

- ・ 拠点校における保険の加入状況についてご回答ください

保険への加入有無 (n=137)



趣旨・目的

令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、子どもたちの質の高い文化芸術活動の機会を地域で整備・充実するため、文化部活動の地域への移行の課題について検討を行う有識者会議を設置する。

概要

検討委員

- **学識経験者**
 - 北山 敦康 静岡大学名誉教授
 - 齊藤 忠彦 信州大学教授
 - 大坪 圭輔 武蔵野美術大学教授
- **学校関係者**
 - 富士道 正尋 全日本中学校長会事務局次長
 - 金田 淳 日本PTA全国協議会専務理事
 - 村田 かおり 兵庫県教育委員会義務教育課長
 - 吉田 学 富山県教育委員会生涯学習・文化財室長
- **学校文化連盟**
 - 野口 由美子 全国中学校文化連盟理事長
 - 熊谷 拓也 全国高等学校文化連盟事務局長
- **文化団体**
 - 石津谷 治法 一般社団法人全日本吹奏楽連盟理事長
 - 長谷川 冴子 一般社団法人全日本合唱連盟理事長
- **実践団体**
 - 齊藤 勇 NPO法人日本地域部活動文化部推進本部理事長

検討事項

- ・ 地域における受け皿の整備・連携について
 - ・ 活動時間等の在り方について
 - ・ 指導者の養成、質・量の確保について
 - ・ 施設の確保方策について
 - ・ 費用負担の在り方について
 - ・ 大会・コンクール等の在り方について
- 等

今後の流れ

- ・ 上記検討委員の下、モデル事業の成果と課題を踏まえながら、7月目途に検討事項についてのとりまとめを行う。（令和4年2月16日に第1回を開催）

検討状況

第1回～3回の議題

- ・ 文化部活動の目的・目標について
 - ・ 地域における新たな文化芸術に親しむ環境の構築について
 - ・ 休日の部活動の段階的な地域移行等の具体的な取組事例について
 - ・ 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方について
- 等

休日の文化部の地域移行の取組状況と課題

- ・ NPO法人による吹奏楽、合唱など様々な活動を生徒が行える環境の整備を進めている自治体、運動部と連携してのコミュニティークラブの設立などの取組を行っている自治体がある。
 - ・ 地域の人材バンクの活用や地域の吹奏楽連盟、交響楽団のジュニアオーケストラ等と連携し外部指導者を確保して、専門的な指導が行われている。
 - ・ 吹奏楽部では楽器の運搬もあり、活動場所が学校となることも多く施設管理の問題なども生じているが、代行員や地域ボランティアの活用など解決のための工夫も見られる。
 - ・ 地域に指導できる外部指導者が十分にいない場合、ICTを活用した遠隔地の外部指導者による個別指導も併用するなどの工夫も行われている。
 - ・ 人形浄瑠璃など地域の実態に応じた伝統芸能に関する取組も行われている。
- （課題）
- ・ 現在、行われている文化部活動の質を確保するには、地域における文化活動の受皿となる団体の整備や指導者となる人材の確保がまだ十分ではない。
 - ・ 顧問の教師が兼職兼業により地域の外部指導者として指導することが可能となっているが、場所が学校で行われる場合には、学校以外の主体が行っているということが十分に理解されていない。
 - ・ 保護者の費用負担が増える場合、理解を求める必要があるとともに、国、地方自治体による予算措置や環境の整備なども必要となる。

今後の検討事項

- ・ 地域における文化団体等の整備充実
 - ・ 文化活動指導者の質・量の確保
 - ・ 地域における文化施設の確保方策
 - ・ 大会の在り方
 - ・ 地域における文化活動の会議の在り方
 - ・ 休日の文化部活動の地域移行の達成時期のめど
- 等

運動部活動の地域移行に関する検討会議における議論の経緯

令和3年 8月27日	検討会議の設置
10月7日	第1回検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・座長の選出及び座長代理の指名について ・運動部活動の地域移行に関する検討会議運営規則について ・検討事項及び検討スケジュールについて ・運動部活動改革の目的・目標について
12月2日	第2回検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・休日の地域におけるスポーツ環境が整備充実される以前の学校運動部活動の在り方について ・地域における新たなスポーツ環境の構築について
令和4年 1月26日	第3回検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるスポーツ環境の整備充実方策について ・地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策について ・地域におけるスポーツ施設の確保方策について
2月28日	第4回検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・大会の在り方について ・地域スポーツにおける会費の在り方について ・保険の在り方について
3月29日	第5回検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・日本中学校体育連盟からの今後の大会の在り方に関する意見発表 ・学習指導要領について ・高校入試について ・中学校等の教員採用選考・人事配置等について
4月26日	第6回検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）について
5月19日	第7回検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体からのヒアリングについて
5月31日	第8回検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）について

※このほか、スポーツ庁において、運動部活動の地域移行に関するオンラインシンポジウムを5月27日に開催

運動部活動の地域移行に関する検討会議設置要綱

令和3年8月27日
スポーツ庁長官決定
令和3年9月8日一部改正
令和4年4月18日一部改正

1. 趣旨

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）において、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。」とされていることなどを踏まえ、運動部活動の地域への移行を着実に実施するとともに、地域におけるスポーツ環境を整備し、子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築することを目的として、運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討するため、有識者による検討会議を設置する。

2. 検討事項

- (1) 地域における受け皿の整備方策
- (2) 指導者の質及び量の確保方策
- (3) 運動施設の確保方策
- (4) 大会の在り方
- (5) 費用負担の在り方
- (6) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 実施期間

本会議は、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5. その他

- (1) 本会議の庶務は、地域スポーツ課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、本会議の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

運動部活動の地域移行に関する検討会議委員

(五十音順)

- 秋山 克己 茨城県教育庁学校教育部保健体育課 課長（～令和4年3月31日）
- 池田 敦司 一般社団法人大学スポーツ協会 専務理事
- 石井 朗生 公益財団法人日本陸上競技連盟 事務局次長兼経営企画部長
- 石川 智雄 長岡市教育委員会学校教育課 総括副主幹
- 石塚 大輔 スポーツデータバンク株式会社 代表取締役
- 市川 嘉裕 公益財団法人日本中学校体育連盟 副会長
- 内田 匡輔 東海大学体育学部体育学科 教授
- 遠藤 啓一 日本スポーツ少年団 副本部長
- 大川 敦 岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 課長（～令和4年3月31日）
- 影山 雅永 公益財団法人日本サッカー協会 技術委員会委員、
技術委員会育成部会長、ユース育成ダイレクター
- 金沢 敬 公益財団法人日本スポーツ協会 事務局次長
- 齊藤 正富 全日本中学校長会総務部 部長
- 佐藤 博之 公益社団法人日本PTA全国協議会 副会長
- 清水 秀一 茨城県教育庁学校教育部保健体育課 課長（令和4年4月1日～）
- 末富 芳 日本大学文理学部教育学科 教授
- ◎ 友添 秀則 公益財団法人日本学校体育研究連合会 会長
- 西 政仁 生駒市生涯学習部スポーツ振興課 課長
- 松村 剛 一般社団法人日本フィットネス産業協会 事務局長
- 山本 明 公益財団法人日本バスケットボール協会強化育成グループ
育成担当 シニアマネージャー
- 吉田 智彦 公益財団法人笹川スポーツ財団 研究調査グループ長
- 若山 典 岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 課長（令和4年4月1日～）
- 渡邊 優子 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 副幹事長

◎：座長、○：座長代理